

【2024.6.18 東京税理士会麹町支部 研修会資料】

# 令和6年度税制改正の概要

改正の概要とその背景を踏まえて

禁無断転載

税理士 松崎 啓介

# 目次

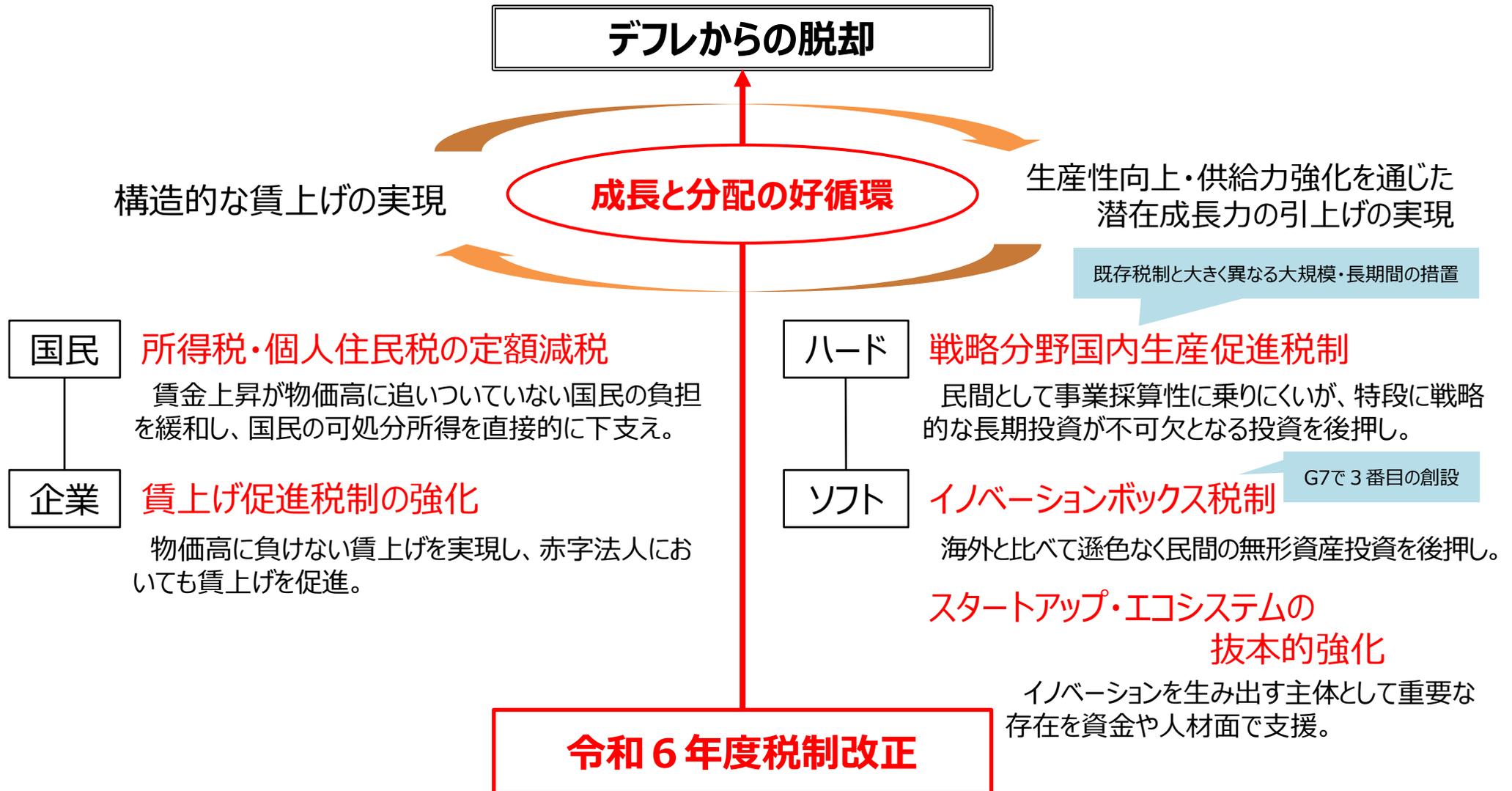
1. 【令和6年度税制改正の全体像】
2. 【所得税・個人住民税の定額減税】
3. 【賃上げ促進税制の強化】
4. 【戦略分野国内生産促進税制の創設】
5. 【イノベーションボックス税制の創設】
6. 【スタートアップ・エコシステムの抜本的強化】
7. 【子育て支援税制】
8. 【地域・中小企業の活性化】
9. 【国際課税】
10. 【プラットフォーム課税】
11. 【外国人旅行者向け免税制度】
12. 【国外事業者等における事業者免税点制度の特例等の見直し】
13. 【その他の消費税の改正】
14. 【納税環境整備】
15. 【能登半島地震への対応】
16. 【外形標準課税等】

(備考：図表は財務省、国税庁作成資料を基に作成。)

## 【令和6年度税制改正の全体像】

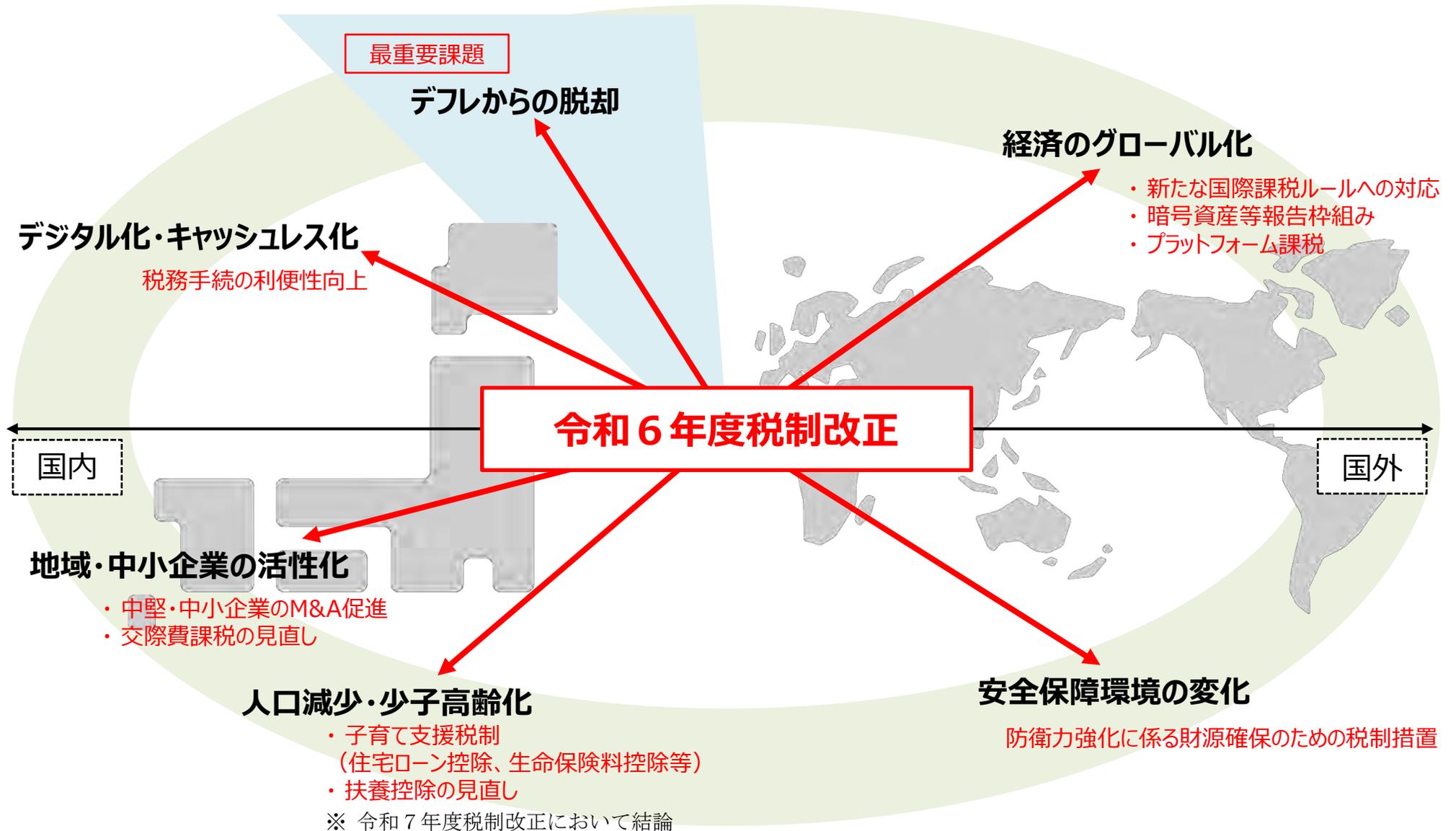
# 令和6年度税制改正の全体像①

- デフレからの脱却に向けて、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げと成長力の強化・高度化に資する投資の拡大によって、消費と投資の力強い循環につなげていくべく、所要の措置を講ずる。



## 令和6年度税制改正の全体像②

- 物価上昇を上回る賃金上昇の実現を最優先の課題としつつ、人口減少、経済のグローバル化など、国内外の経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直しを実施。





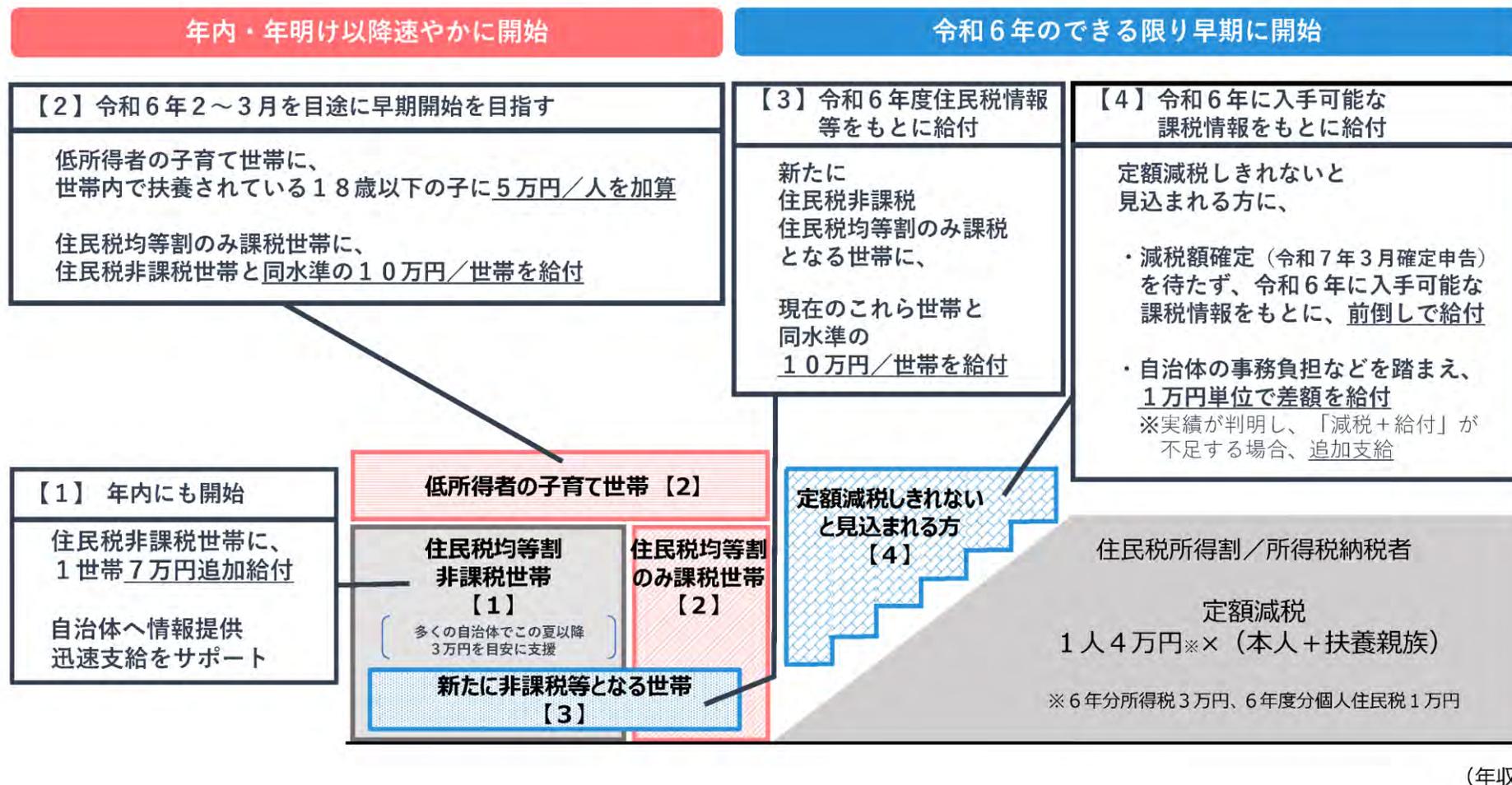
## 【所得税・個人住民税の定額減税】

## 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月

内閣府特命担当大臣  
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「**簡素** (わかりやすく事務負担が少ない)」 「**迅速** (特に低所得の方々)」 「**適切** (できるだけ公平に)」 のバランス



※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

## 所得税の定額減税

- **デフレ完全脱却のための一時的な措置**として、**令和6年分所得税**の減税を実施
- 減税額は、**納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき3万円**（住民税は1万円）
- **合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）超の高額所得者**は、減税の**対象外**

### 給与所得者に対する実施

- **6月以降の源泉徴収税額**から減税
- 6月に減税しきれなかった場合には、**翌月以降の税額**から順次減税

### 公的年金受給者に対する実施

- 年金機構等の公的年金（老齢年金）は、**6月以降の源泉徴収税額**から減税
- 6月に減税しきれなかった場合には、**翌々月以降の税額**から順次減税

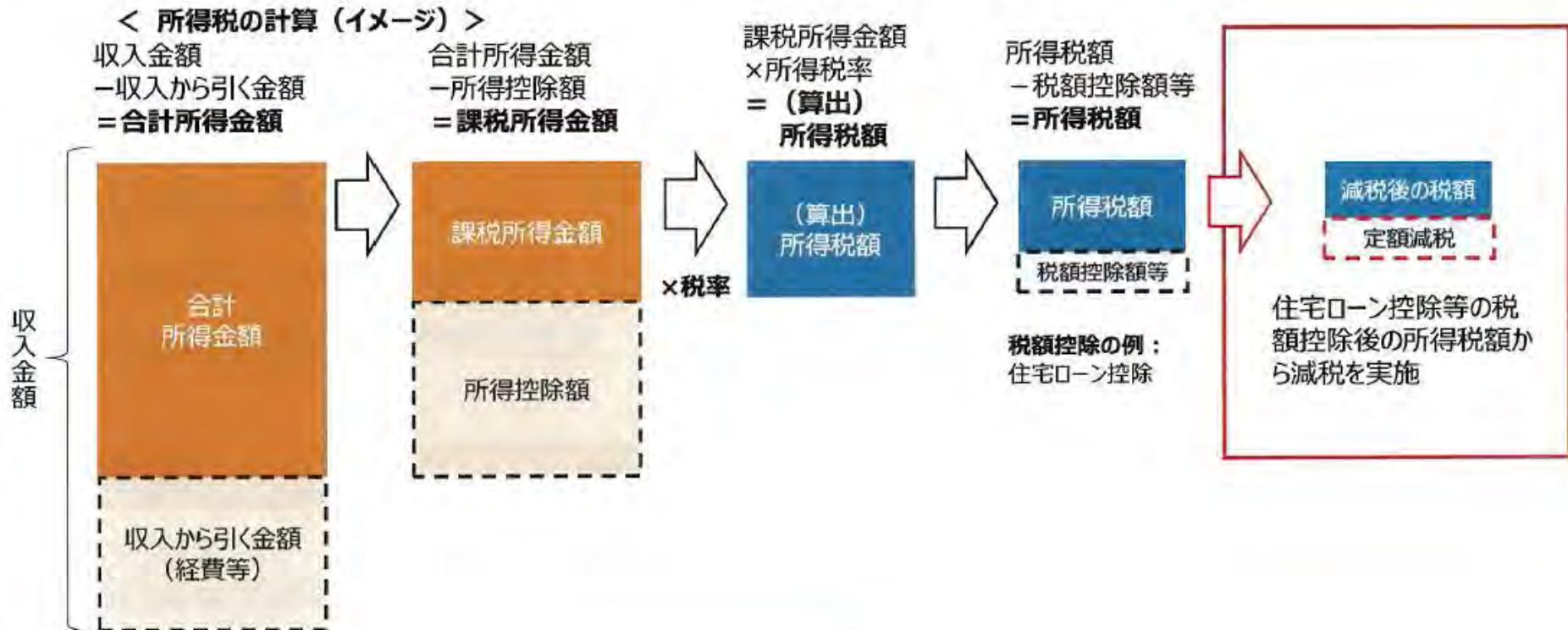
### 不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 納税の機会に減税
  - 予定納税対象者については、**6月の第1回予定納税の通知の機会**に減税
  - それ以外の納税者は、**確定申告**で減税

- ✓ 住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税を実施。
- ✓ 給与所得者については、減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定。年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整。

## 定額減税の減税額の計算方法

- ・ 預金利子等は対象外とする。
- ・ 住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税を実施する。



### ○ 所得税の定額減税となる対象となる所得

確定申告される所得、源泉徴収される給与所得（※）、年金機構が支給・源泉徴収する公的年金等に係る雑所得

（注）対象外となるのは、利子所得、申告をしないことを選択した上場株式等の譲渡所得等

（※）主たる給与支払い者によるものに限る

## 減税の実施方法(給与所得者の場合)

- 賞与を含む給与収入については、主たる給与支払者の6月の源泉徴収税額から減税を実施する。

① 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額(一人当たり所得税3万円)以上の場合(1か月で控除)



② 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額(一人当たり所得税3万円)以下の場合(1か月以上)



減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定

年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整(又は確定申告)で対応

## 減税の実施方法（不動産所得・事業所得者等の場合）

- 原則として確定申告の機会に減税を行う。
- ただし、予定納税の対象者については、予定納税の機会を通じて減税を実施する。

### ○ 不動産所得・事業所得者等に係る減税の実施方法

- 原則として**確定申告の機会に減税**を行う。
- そのうえで、**予定納税の対象者**については、第1回予定納税の際に以下の通り対応する。
  - 予定納税額の通知（6月）の際に、**本人分の減税額（3万円）を控除**した額を通知する。
  - 簡易な手続きによる「減額申請」により、**扶養親族分については通知税額からの控除を可能にする。**
  - **減額申請の期限（7月15日）を7月31日に、納付期限（7月31日）を9月30日に延期する。**
- 第1回予定納税で控除しきれなかった減税額は、第2回予定納税（11月）の予定納税額から控除し、第2回予定納税に控除しきれなかった減税額は、確定申告において減税する。

#### （参考）予定納税制度

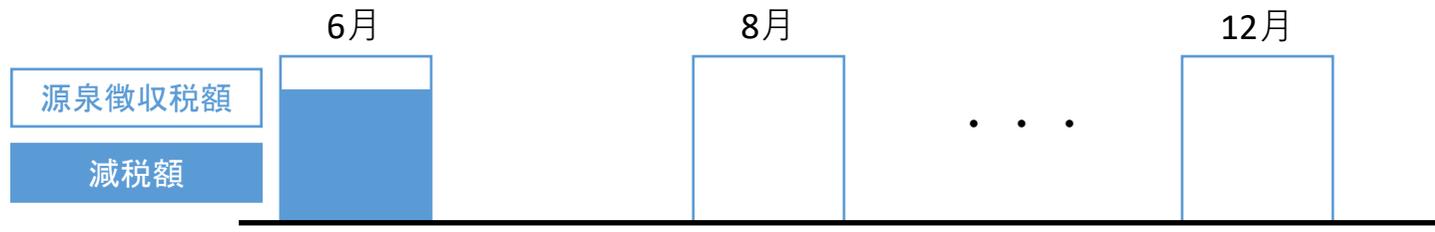
前年分の所得金額（事業所得、不動産所得等）や税額などをもとに計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上になる場合、その年の所得税の一部をあらかじめ（7月、11月）納付するという制度。予定納税による納税額は、税務署が前年の所得金額等を基に計算し、通知（6月）する。

## 減税の実施方法（公的年金所得者の場合）

- 日本年金機構等が支払う公的年金（老齢年金）については、原則として6月以降の支給分に係る源泉徴収税額から減税を行う。

### ○ 公的年金所得者に係る減税の実施方法のイメージ

① 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（一人当たり所得税3万円）以上の場合（1か月で控除）



② 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（一人当たり所得税3万円）以下の場合（1か月以上）



(注) 日本年金機構等に令和5年に提出された令和6年分の扶養親族等申告書に基づき、扶養親族等分も加味した額を、6月以降に支払われる公的年金の源泉徴収税額から控除。提出後に扶養関係の異動等があった場合、確定申告にて対応。

(参考) 公的年金に対する源泉徴収

- 公的年金については、年金支払者が源泉徴収を実施。
- 隔月(偶数月)の年金支給の際に、支給額から源泉徴収税額を控除。

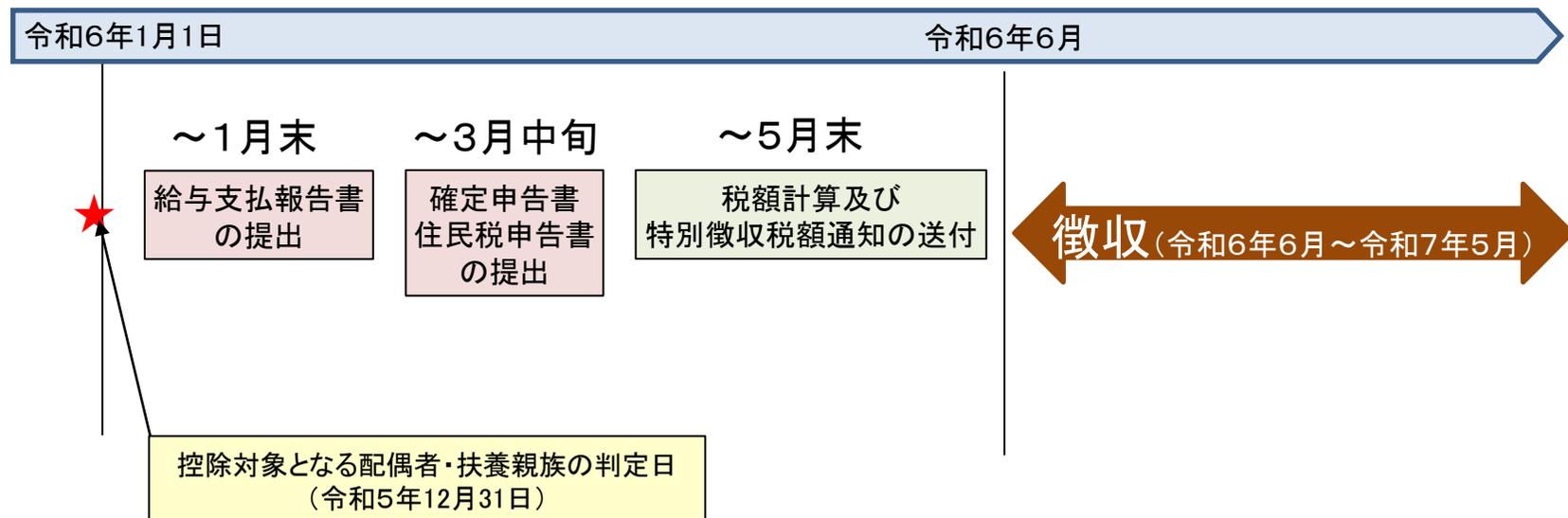
## 定額減税の対象外とする高額所得者

- 合計所得金額1,805万円超（給与収入2,000万円超に相当）の者については、定額減税の対象外とする。
  - 「合計所得金額」は、収入から必要経費等（給与の場合は給与所得控除）を控除した金額。
  - 所得額による限度額を設ける場合、「合計所得金額」を判定基準とするのが一般的。
  - 給与収入額が2,000万円超（給与収入のみの場合、合計所得金額1,805万円超に相当（注））の場合には、年末調整を受けることができず、**確定申告が義務付けられていることから、最終的に確定申告の機会に税額を調整。**

（注）所得金額調整控除の適用がないものとしている。

- 令和6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を行う。(納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下である場合に限る。)
- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。
- 定額減税による個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

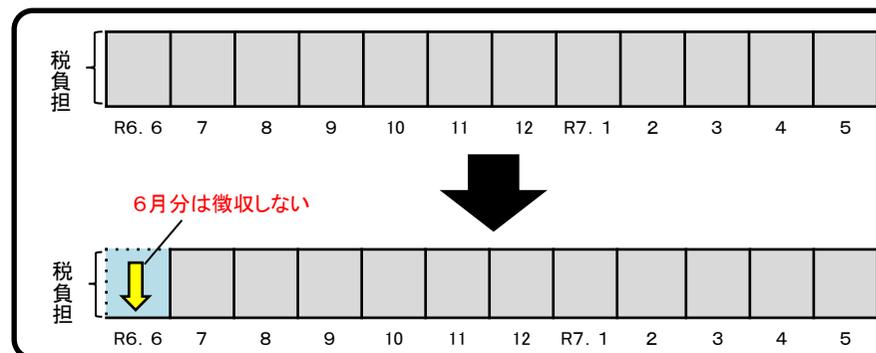
(例)給与所得に係る特別徴収の場合



減税の実施方法(イメージ)

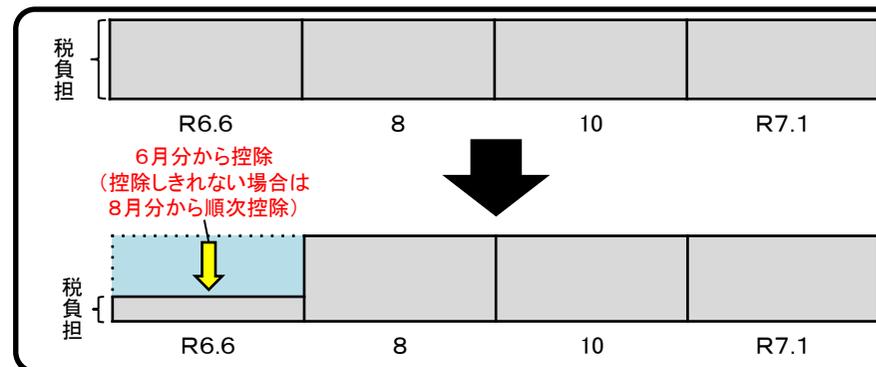
## 給与所得に係る特別徴収

- 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税」後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。【平成10年度の特別減税と同方式】



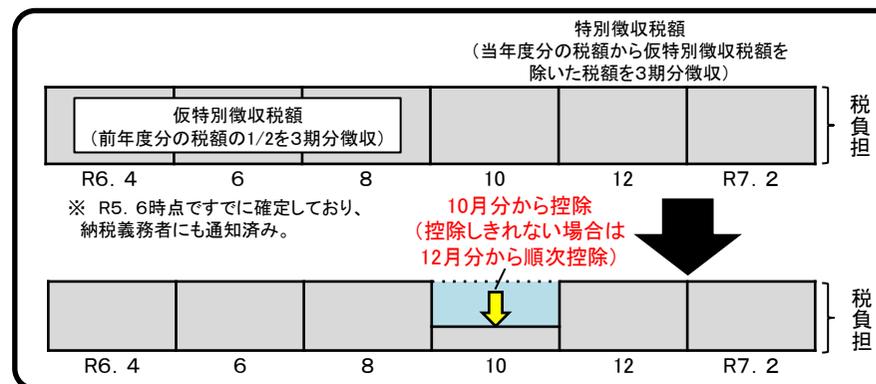
## 普通徴収(事業所得者等)

- 「定額減税」前の税額をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。【平成10年度の特別減税と同方式】



## 公的年金等に係る所得に係る特別徴収

- 「定額減税」前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。



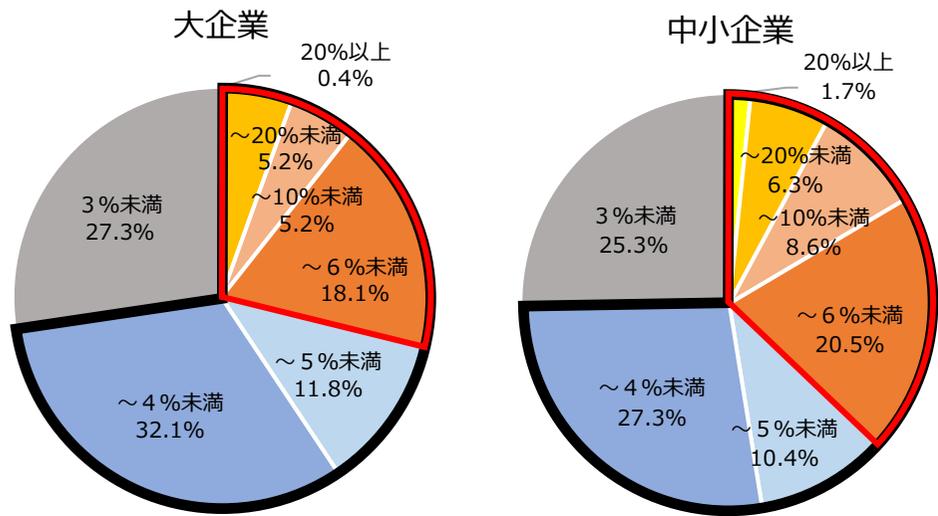
※年度の途中で徴収方法が変更される者については、地方団体及び特別徴収義務者の事務負担等を考慮しつつ、適切に減税が実施されるよう所要の措置を講ずる。

## 【賃上げ促進税制の強化】

# 賃上げをめぐる状況

- 改正前の賃上げ税制では、大企業は3%（継続雇用者）、中小企業は1.5%（全雇用者）の賃上げで適用対象。
- 賃上げを実施した企業のうち7割超が3%以上の賃上げ（賞与含む）を実施。うち、大企業の約3割、中小企業の約4割は、5%超の賃上げ。（民間調査）
- 2023年の物価上昇率は3.2%。2023年春闘の賃上げ率（定昇+ベア）は3.69%だが、ベアのみを見ると2.12%。実質賃金は▲2.1%（12月の前年同月比）と前年同月比は21か月連続でマイナス（毎勤統計確報ベース）。

2023年度賃上げ率別の企業数の割合  
(2023年8月の民間調査（賞与込み）)



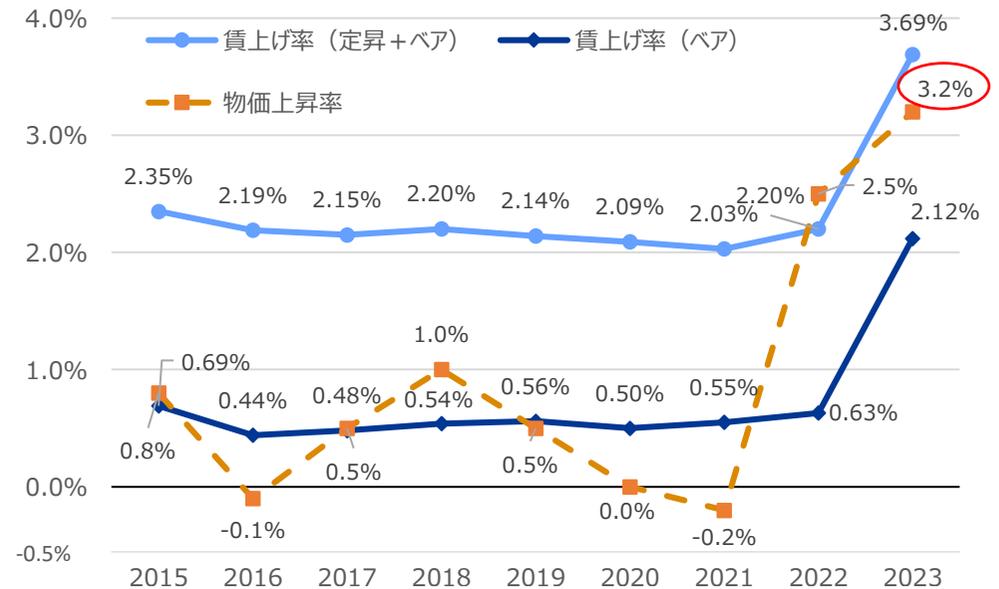
3%以上の賃上げ → 計72.7%

5%以上の賃上げ → 計28.8%

3%以上の賃上げ → 計74.7%

5%以上の賃上げ → 計37.1%

賃上げ率（春闘）と物価上昇率の比較



(注1) 2023年の集計組合数は3,186組合、集計組合員数は232.1万人。

(注2) ベア分が明確に分かる組合についてのみ集計。

(出所) 連合「春季生活闘争 回答集計結果」、総務省「2020基準消費者物価指数」

(出所) 東京商工リサーチ「2023年度「賃上げに関するアンケート」調査」

※ 賃上げを行ったと回答した2,943社の内訳

## 賃上げに関する発言等

### ○連合「2024春季生活闘争基本構想」（令和5年10月19日）（抜粋）

経済社会のステージ転換を着実に進めるべく、全ての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、前年度を上回る賃上げをめざす。

賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め**5%以上の賃上げを目安**とする。

### ○経団連 十倉会長記者会見（令和5年11月6日）（抜粋）

（前略）経団連も、政府・日銀の掲げる適度な物価上昇を前提に、物価上昇に負けない賃金引上げを継続し、「構造的な賃金引上げ」の実現を目指している。**今年は30年ぶりの歴史的な賃金引上げを記録した。来年も今年以上の熱量をもって取り組んでいく。** ※2023年春闘【経団連集計】は3.99%

### ○政労使の意見交換会における岸田総理のご発言（令和5年11月15日）（抜粋）

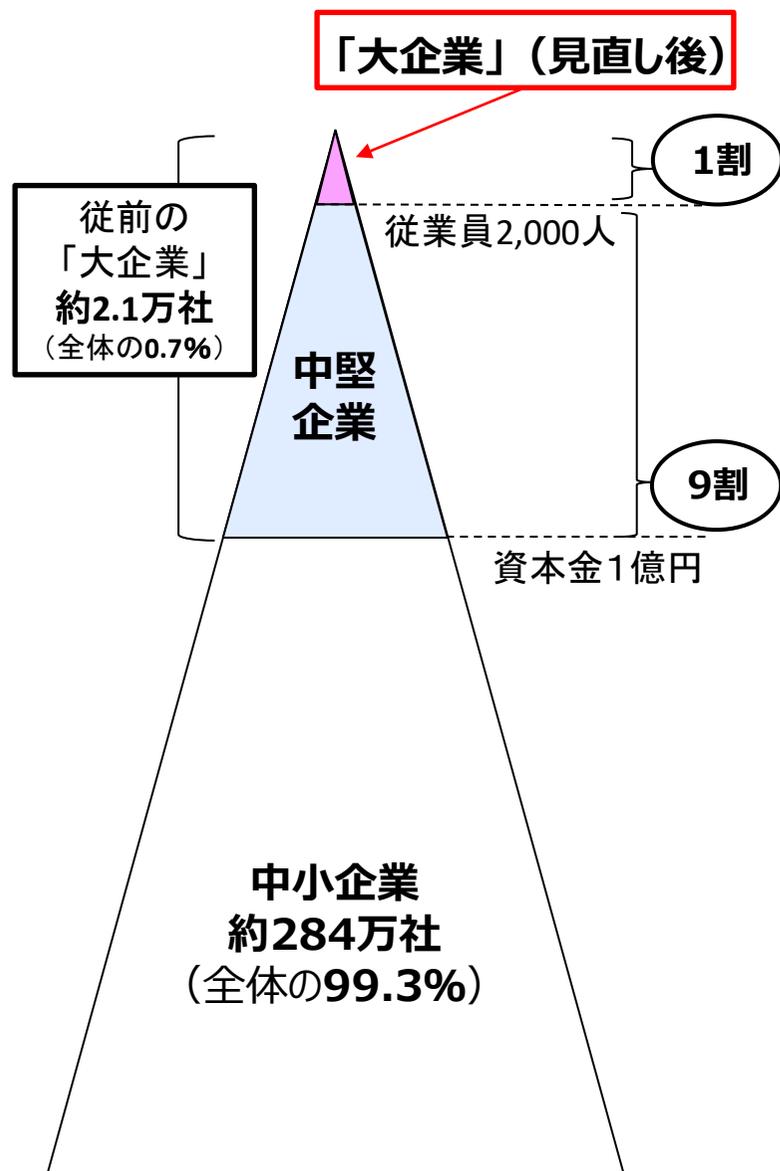
（前略）岸田政権は、過去2年間、人への投資やデジタル、グリーンなど成長分野の投資を新たな制度改革と官民の連携の下、積極的に拡大させ、賃金と成長の好循環が動き出しつつあります。本年の賃上げは30年ぶりの高水準、国内投資も過去最高、株価も30年ぶりの高水準です。デフレ完全脱却の千載一遇のチャンスが巡ってきています。

このチャンスをつかみ取り、デフレ完全脱却を実現する。そのために、**経済界においては、足下の物価動向を踏まえ、来年の春闘に向け、今年を上回る水準の賃上げの御協力をお願いいたします。**

この際、**労働者の7割が中小企業で働いていることを踏まえ、中小企業が使いやすいように賃上げ税制を拡充**するとともに、価格転嫁対策、特に労務費の転嫁の強化を強く働きかけます。

（後略）

## 賃上げ促進税制(見直しの基本的考え方)



※従業員数2,000人以下の従前の大企業のうち、当該企業が発行済株式数を50%超保有している企業と合わせて総従業員数が10,000人超の場合には、中堅企業ではなく、大企業とする。

### 大企業(見直し後)

- 物価高に負けない賃上げの牽引役であり、より高い賃上げへのインセンティブを強化するため、**3%の賃上げ率の要件は維持**しつつ、**段階的に7%までの**、さらに高い賃上げ率の要件を創設。

### 中堅企業

- 「中堅企業」の**新たな枠を創設**し、地域の良質な雇用を支える中堅企業にも、賃上げをしやすい環境を整備。

### 中小企業

- 賃上げ率の要件**(1.5%、2.5%)及び**控除率は維持**。
- 賃上げの裾野を一層広げるため、**赤字の中小企業**にも賃上げインセンティブとなるよう、**繰越控除措置**を創設。

### 人への投資

- 教育訓練費**を増やす企業への**上乗せ措置の要件を緩和**するとともに、**子育てとの両立支援**や**女性活躍支援**に積極的な企業への**上乗せ措置**を創設。

# 賃上げ促進税制の適用要件

改正後						改正前			
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
大企業 (見直し後)	+3%	10%	+5%	+5%	20%	←	+3%	15%	20%
	+4%	15%			←	+4%	25%	+5%	30%
	+5%	20%			←	←	←	←	←
	+7%	25%			←	←	←	←	←

\* プラチナくるみん or プラチナえるぼし

	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
中堅企業	+3%	10%	+5%	+5%	20%	←	+3%	15%	20%
	+4%	25%			←	+4%	25%	+5%	30%

\* プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上

	全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
中小企業	+1.5%	15%	+10%	+5%	30%	←	+1.5%	15%	25%
	+2.5%	30%			←	+2.5%	30%	+10%	40%

\* くるみん or えるぼし二段階目以上

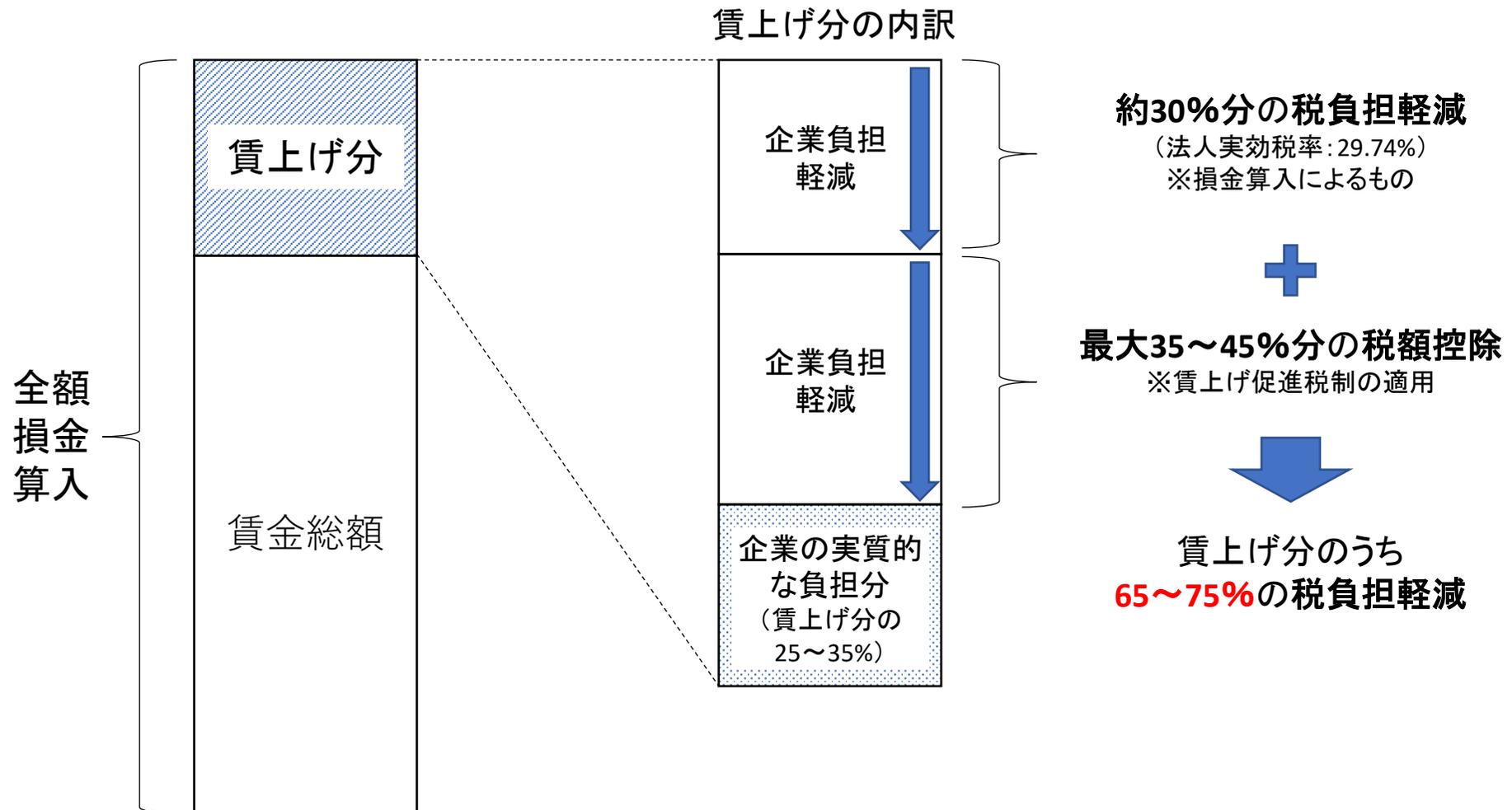
**中小企業の繰越控除新設:5年間**  
(繰越控除する年度は全雇用者給与総額対前年度増が要件)

※ 控除上限:当期の法人税額の20%  
※ 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。

(改正前:2年間)  
**3年間の措置**

## (参考) 賃上げ促進税制の概要イメージ

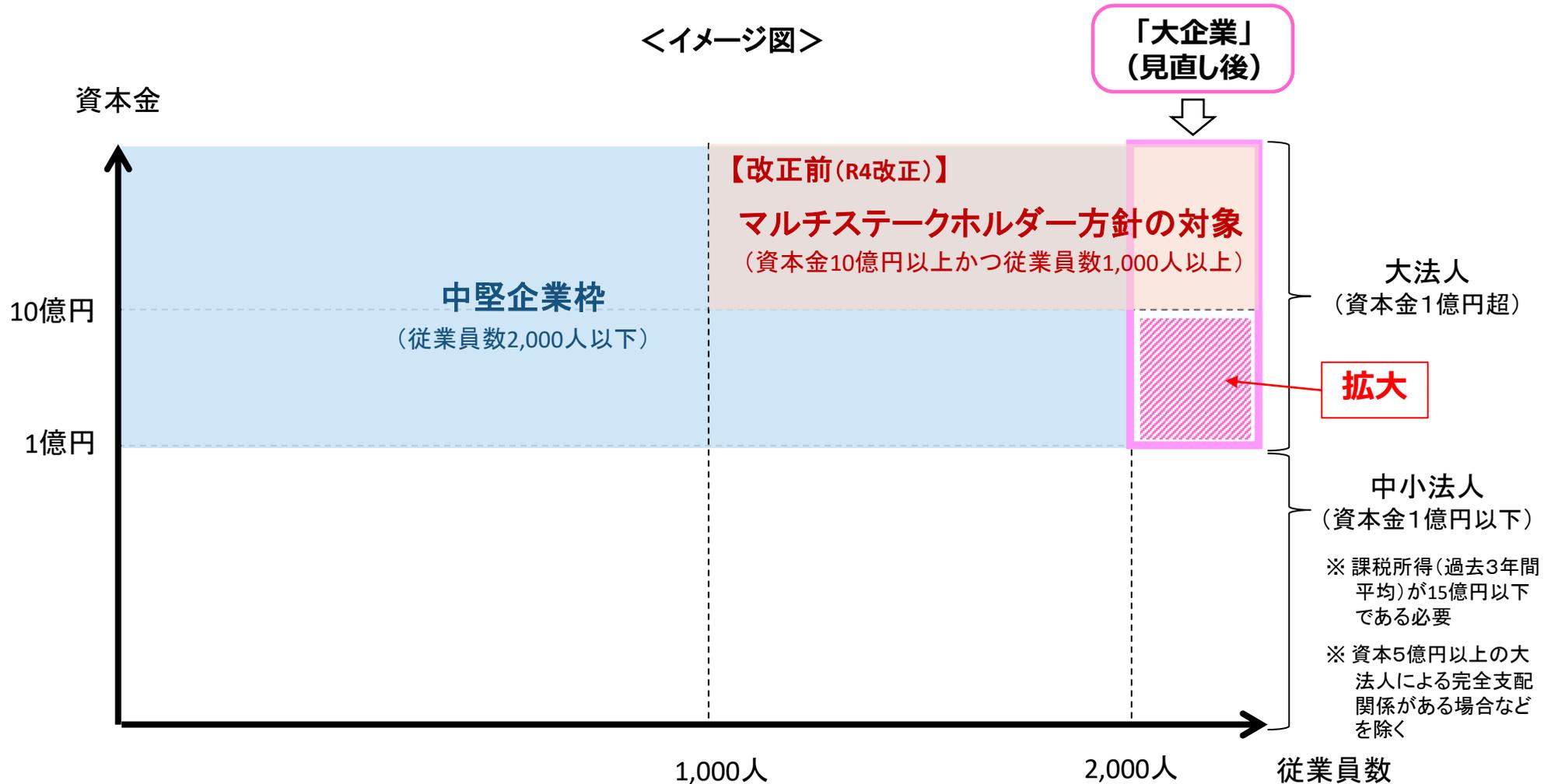
- 企業の支払う賃金は（賃上げ分を含め）は全額損金算入されるため、黒字企業の場合、課税所得が減ることにより、賃上げ分の最大約30%分の税負担が軽減される。
- 加えて、賃上げ促進税制の適用によって賃上げ分の最大35～45%が税額控除されることにより、賃上げ分の65～75%につき、税負担の軽減がなされることになる。



## マルチステークホルダー方針（対象範囲の拡大等）

- **適切な価格転嫁の重要性**も踏まえ、中堅企業枠の創設に伴い、**マルチステークホルダー方針を要件とする企業の範囲を拡大**。
- 併せて、インボイス制度の導入を踏まえ、消費税の**免税事業者**との適切な関係の構築の方針についても記載が行なわれるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化する。

<イメージ図>



# 減税措置の実効性を高める「メリハリ付け」

- 収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げや国内設備投資に消極的な企業に対する働きかけを強化する観点から、**特定税額控除規定の不適用措置**について、適用期限を**3年間延長**するとともに、要件を見直し。

## ○ 特定税額控除規定の不適用措置（税制措置）

**適用期限：令和5年度末 → 令和8年度末**

収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げ・投資に消極的な大企業（下記①～③の全てを満たす大企業）

- ① 所得金額：対前年度比で増加
- ② 継続雇用者の給与等支給額
  - ・大企業（下記以外の場合）：対前年度以下
  - ・大企業（資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上で、前年度が黒字の場合）：対前年度増加率1%未満
  - ・大企業（常時使用従業員数2,000人超で、前年度が黒字の場合）：対前年度増加率1%未満 **【追加】**
- ③ 国内設備投資額
  - ・当期の減価償却費の3割以下
  - ・大企業（資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上、または常時使用従業員2,000人超で、前年度が黒字の場合）：当期の減価償却費の4割以下 **【追加】**

租税特別措置  
（以下の税額控除）

- ・研究開発税制
- ・地域経済牽引事業の促進区域内における投資促進税制
- ・5G導入促進税制
- ・デジタルトランスフォーメーション投資促進税制
- ・カーボンニュートラル投資促進税制

不適用

## 賃上げ促進税制の適用実績等

<適用額実績>

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)
全体	▲2,430億円	▲5,150億円
大企業 (見直し前)	▲711億円	▲2,494億円
中小企業	▲1,719億円	▲2,656億円

<令和6年度改正後（平年度）>

	改正後 (見込み)	改正増減収
全体	▲1.3兆円 程度	▲3,460億円 程度
大企業 (見直し後)	▲310億円 程度	▲0億円 程度
中堅企業	▲5,150億円 程度	▲250億円 程度
中小企業	▲7,290億円 程度	▲3,210億円 程度

\*上記の中小企業には個人事業主分を含む。

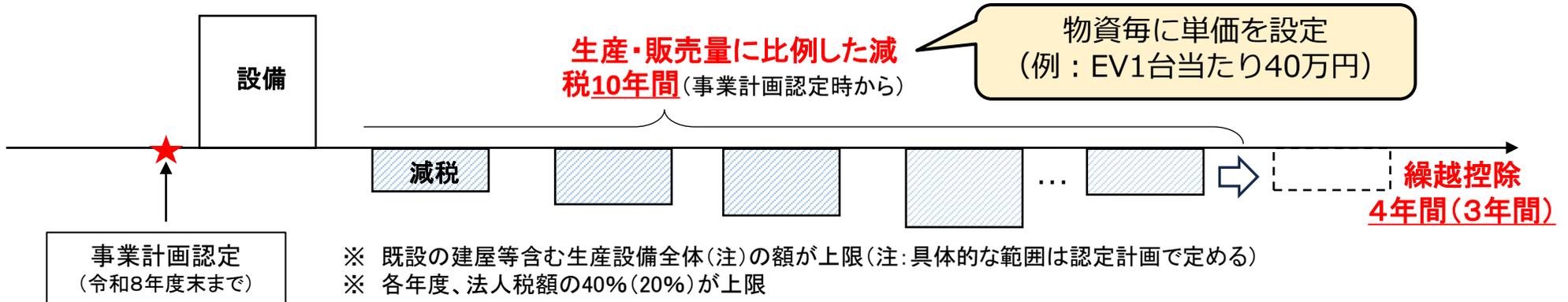
(注) 令和6年度改正では、見直し前の大企業（資本金1億円超）のうち、従業員数2,000人超を見直し後の大企業、従業員数2,000人以下を中堅企業と区分。



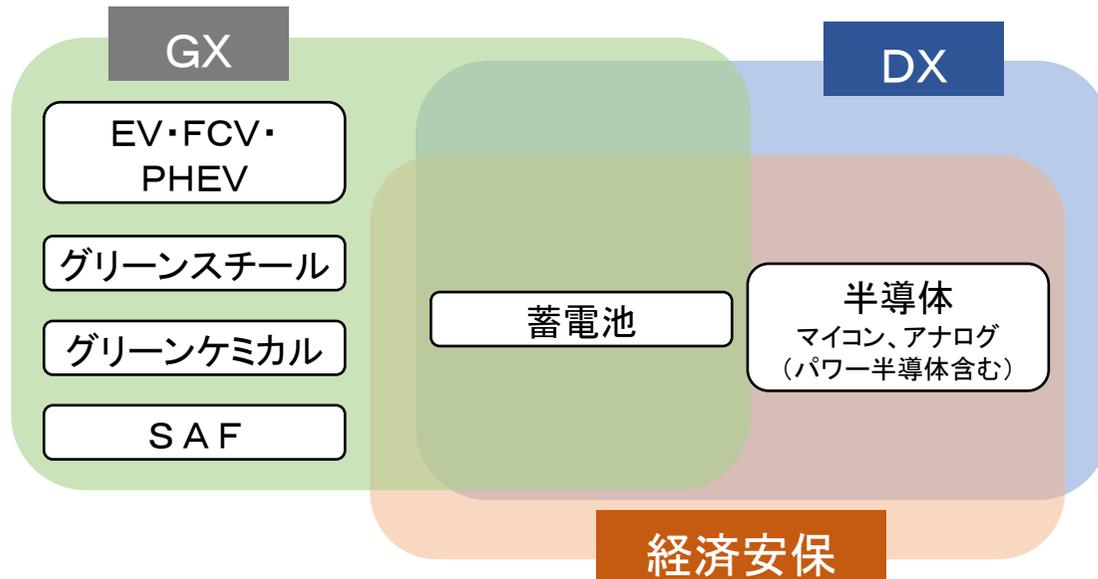
## 【戦略分野国内生産促進税制の創設】

# 戦略分野国内生産促進税制

- 民間として事業採算性に乗りにくい、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる **GX・DX・経済安全保障** の戦略分野における **国内投資を促進** するため、**生産・販売量に応じて減税** を行う戦略分野国内生産促進税制を創設。



## <戦略分野に該当する物資>



GX関連の物資については、**GX移行債**の発行収入(エネ特)の一般会計繰入により減収額を補填。  
 ➔ これにより、既存の税制と大きく異なる規模・期間等の措置を実現。

### 減税措置の実効性を高める措置

以下①～③の要件全てに該当する場合、当該年度について税額控除を適用しない(繰越控除除く)。

- ① 所得金額: 対前年度比で増加
- ② 継続雇用者給与等支給総額: 対前年度増加率 **1%未満**
- ③ 国内設備投資額: 当期の減価償却費の **4割以下**

※ 蓄電池に対する直接の措置は講じない(EVの中で対応)。

## 戦略分野国内生産促進税制における対象物資及び単位あたり控除額

物資		物資のスペック	単位あたり控除額※2
EV等・蓄電池※1	EV	乗用車・商用車（二輪は対象外） 搭載している蓄電池について、供給安定性などの要件を課すことを検討	40万円／1台
	FCV		40万円／1台
	軽EV・PHEV		20万円／1台
グリーンスチール		高炉・転炉による生産プロセスから革新的な電炉による生産プロセスへの転換を行う場合における、当該電炉から生産される鉄鋼製品	2万円／1トン
グリーンケミカル		従来の化石原料であるナフサからグリーン原料（バイオ原料、廃プラスチック等）に原料転換することで生産される化学品	5万円／1トン
SAF		ASTM（国際規格であり、航空機燃料の品質規格）D7566の規格を満たした航空機燃料	30円／1リットル
半導体※3	マイコン	28-45nm相当	1.6万円／1枚
		45-65nm相当	1.3万円／1枚
		65-90nm相当	1.1万円／1枚
		90nm以上	7千円／1枚
	アナログ半導体（パワー半導体含む）	パワー（Si）	6千円／1枚
		パワー（SiC・GaN）	2.9万円／1枚
		イメージセンサー	1.8万円／1枚
		その他	4千円／1枚

※1 蓄電池に対する直接の措置は講じない。

※2 競争力強化が見込まれる後半年度においては、控除額を段階的に引き下げる（8年目：75%、9年目：50%、10年目：25%）。

※3 補助金による初期投資支援の対象となっている計画は対象外。先端ロジック半導体・メモリ半導体及び、半導体の製造装置・部素材・原料は対象外。

※4 繰越期間は、半導体以外が4年間、半導体は3年間。当期の法人税額に係る控除上限は、半導体以外が40%、半導体が20%。

※5 GX移行債の発行収入で減収補填を行う物資については、地方法人税の額は、上記措置の適用前の法人税額に基づき算出。

# 戦略分野国内生産促進税制と予算措置

- 戦略分野国内生産促進税制は、税制が一般的に持つ特長（黒字化へのインセンティブ、相対的な予見可能性の高さ）を生かし、さらに、生産・販売量に応じた制度設計とすることで、生産・販売量や収益拡大のインセンティブを働かせつつ、長期間にわたり企業の予見可能性を確保することで戦略分野の国内投資を促進するもの。
- その上で、市場自体が十分に確立しておらず、赤字法人も含めて投資時点での支援にも重点を置くべき分野等については、生産・販売段階での税制措置と投資時点での予算措置を組み合わせることにより、重層的に国内投資を促進。

物資名	戦略分野国内生産促進税制の対象物資に係る予算措置
EV PHEV FCV	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グリーンエネルギー自動車の導入補助金【GX移行債】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内販売・需要家向け車両導入時の支援措置（最大額（～R5当初。R5補正は検討中）：EV 85万円、PHEV 55万円、FCV 255万円）</li> <li>・ R4補正：700億円、R5当初：200億円、R5補正：1,291億円</li> </ul> </li> <li>○商用車電動化促進事業【GX移行債】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内販売・需要家向け車両（トラック・タクシー等）導入時の支援措置（従来車との差額の2/3等）</li> <li>・ R5当初：136億円、R5補正：409億円</li> </ul> </li> </ul> <p>※設備投資に対する予算措置は講じられていない。</p>
グリーン スチール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グリーンイノベーション基金（水素還元製鉄技術等の技術開発）【基金】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水素還元高炉技術、水素直接還元技術などの研究開発</li> <li>・ R2補正等：4,499億円</li> </ul> </li> <li>○設備投資支援（GX移行債：排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出削減が困難な産業における排出量削減及び産業競争力強化につなげるための設備投資等支援</li> <li>・ R6当初：327億円（国庫債務負担含め総額4,844億円）※排出削減が困難な産業（鉄鋼・化学・紙パルプ・セメント）の総額</li> </ul> </li> </ul>
グリーン ケミカル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究開発（グリーンイノベーション基金：CO2等を用いたプラスチック原料製造技術開発） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ナフサ由来の原料から脱却するための原料転換、ナフサ分解時の熱源をアンモニアに転換する等の研究開発</li> <li>・ R2補正：1,262億円</li> </ul> </li> <li>○設備投資支援（GX移行債：排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業）【再掲】</li> </ul>
SAF	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グリーンイノベーション基金（CO2等を用いた燃料製造技術開発）【基金】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最先端のATJ（Alcohol to Jet）プロセス技術を用いたATJ実証設備の開発、展開の支援</li> <li>・ R2補正：292億円</li> </ul> </li> <li>○持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業【GX移行債】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内で大規模なSAF製造を行う事業者に対する設備投資等の支援</li> <li>・ R6当初：276億円（国庫債務負担含め総額3,368億円）</li> </ul> </li> </ul>
半導体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○先端半導体基金【基金】（先端半導体） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先端半導体の国内製造拠点整備に係る設備投資支援（補助率：最大1/2）</li> <li>・ R3補正：6,170億円、R4補正：4,500億円、R5補正：6,322億円</li> </ul> </li> <li>○経済安保基金【基金】（従来型半導体等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来型半導体に加えて、製造装置・部素材・原料の国内生産能力の維持・強化のための設備投資支援等（補助率：1/3）</li> <li>・ R4補正：3,686億円、R5補正：4,376億円（うちGX：2,806億円）</li> </ul> </li> </ul> <p>※上記基金の対象案件については、戦略分野国内生産促進税制の対象外。</p>

## 【イノベーションボックス税制の創設】

# イノベーションボックス税制

- 研究開発拠点としての立地競争力強化のため、**国内で自ら研究開発した知的財産**から生じる一定の所得について、**所得控除**を行う。
  - 対象知的財産：**特許権、AI関連のプログラムの著作権**（令和6年4月1日以降に取得したもの）
  - 対象所得：**譲渡所得、ライセンス所得**（海外への譲渡に伴う譲渡所得及び関連者からの所得を除く）
  - 所得控除率：**30%**
  - 措置期間：**7年間**（令和7年4月1日施行）
- イノベーションボックス税制の創設は、**G7ではフランス（2001年）、イギリス（2013年）に次ぐ3番目**であり、海外に遜色ない制度で**無形資産投資を後押し**していく。

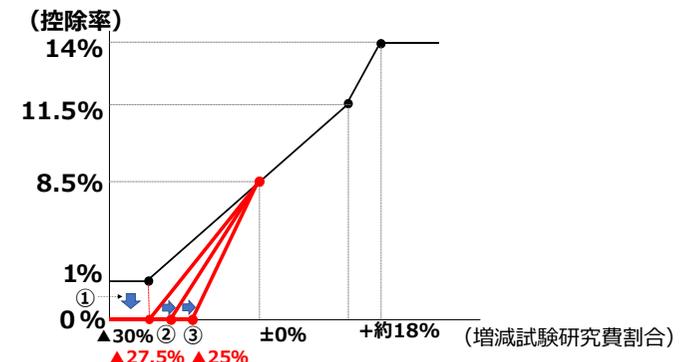
■：課税所得全体 □：イノベーションボックス税制対象所得

対象所得について、  
法人税率約**7%引下げ**相当の**税制優遇**  
法人実効税率：**29.74%→20.82%**



## 減税措置の実効性を高める「メリハリ付け」

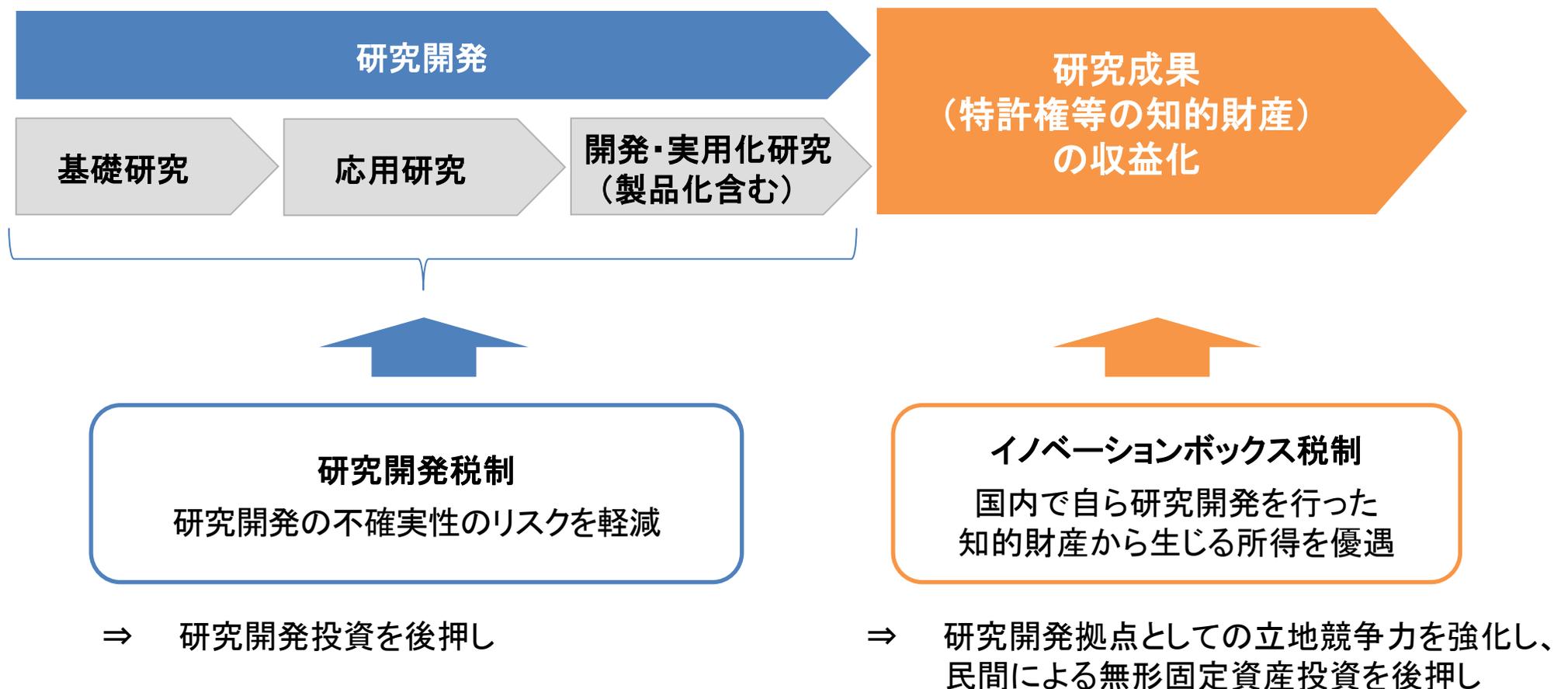
**研究開発税制**について、**研究開発費が減少している場合**の控除率を段階的に引下げ（①令和8年度、②令和11年度、③令和13年度の3段階で実施）。



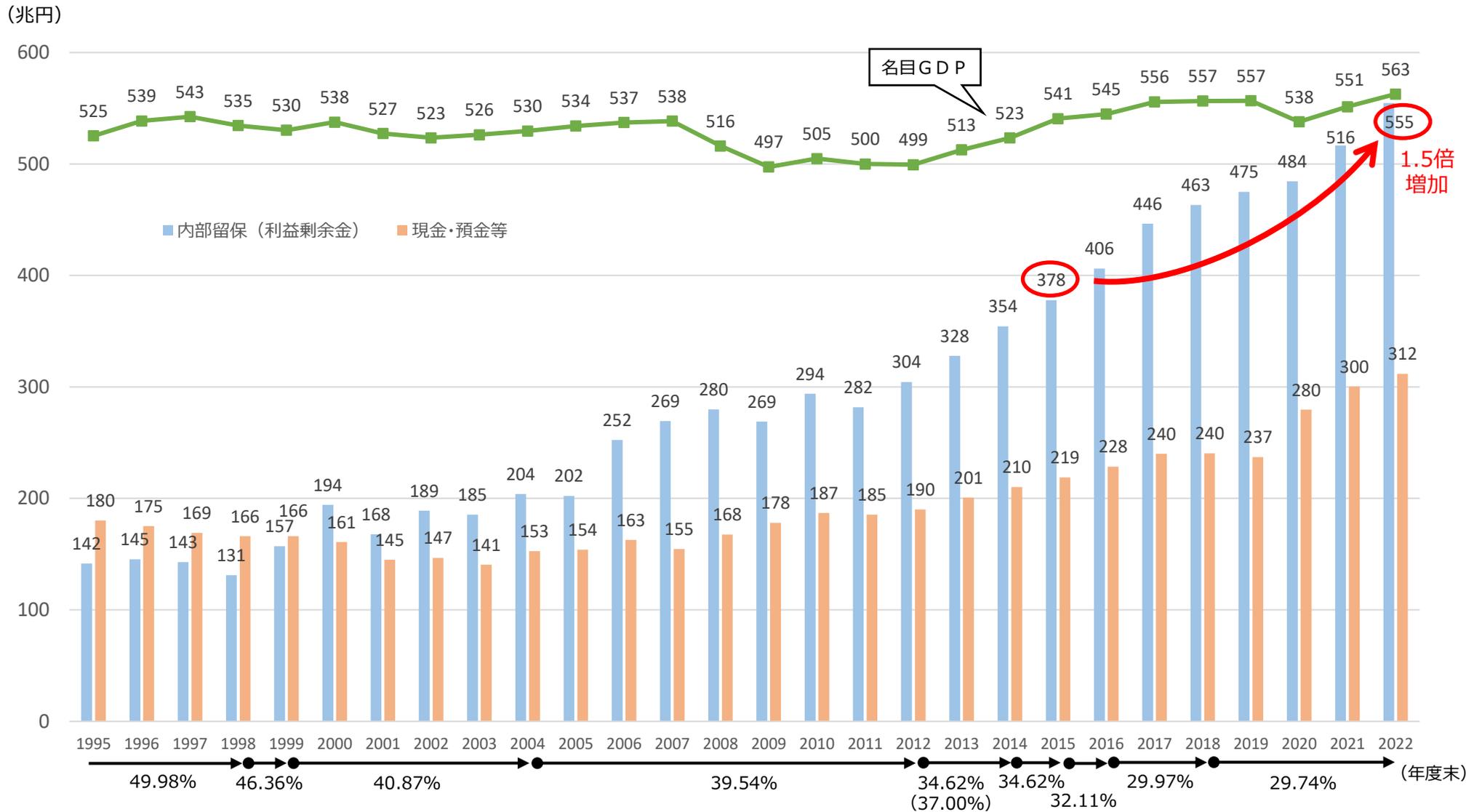
## 研究開発税制とイノベーションボックス税制の関係

- 研究開発税制は、研究開発の不確実性のリスクを軽減し研究開発投資を促進するもの。
- 一方で、イノベーションボックス税制は、研究開発の成果の収益化の段階に着目し、特許権等の知的財産から生じる所得に対して優遇する制度。

<イメージ図>



# 利益剰余金及び現金・預金等の推移



※普通法人の各事業年度の所得に対する実効税率

※ ( ) 書は復興特別法人税を含む

(出所) 財務省「法人企業統計」、内閣府「国民経済計算 (GDP統計)」

(注) 全規模・全産業 (金融・保険業除く) の数値。「現金・預金等」は現金・預金と有価証券 (流動資産) の合計。

# 令和6年度税制改正大綱(令和5年12月14日)(抜粋)

自由民主党  
公明党

## 2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

### (4) 税制措置の実効性を高める「メリハリ付け」

わが国の法人税率は、これまで約40年間にわたって段階的に引き下げられ、現在の法人税率は、最高時より20%ポイント程度低い23.2%（実効税率ベースでは29.74%）となっている。こうした中で、わが国の法人税収は、足下の企業収益の伸びに比して緩やかな伸びとなっており、法人税の税収力が低下している状況にある。

平成28年度税制改正では、稼ぐ力のある企業の税負担を軽減し、前向きな投資や継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す観点から、法人税率20%台の実現を目指し、平成27年度から平成30年度にかけて実効税率ベースで4.88%の税率引下げが行われることとなった。これにより、企業経営者がマインドを変え、内部留保を活用して投資拡大や賃上げに取り組むことが期待された。

しかしながら、わが国においては、長引くデフレの中での「コストカット型経済」の下で、賃金や国内投資は低迷してきた。賃金水準は実質的に見て30年間横ばいと他の先進国と比して低迷し、国内設備投資も海外設備投資と比して大きく伸び悩んできた。その結果、労働の価値、モノの価値、企業の価値で見ても、いわゆる「安いコッポン」が指摘されるような事態に陥っている。その一方で、大企業を中心に企業収益が高水準にあったことや、中小企業においても守りの経営が定着していたことなどを背景に、足下、企業の内部留保は555兆円と名目GDPに匹敵する水準まで増加しており、企業が抱える現預金等も300兆円を超える水準に達している。

こうした状況に鑑みれば、令和4年度税制改正大綱において指摘した通り、近年の累次の法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。わが国が、「コストカット型経済」から転換しデフレを完全に脱却するには、企業が収益を現預金等として保有し続けるのではなく、賃金の引上げや前向きな投資、人への投資に積極的に振り向けるなど、供給サイドの構造改革を進め、企業のチャレンジと改革を大胆に後押ししていく必要がある。（中略）

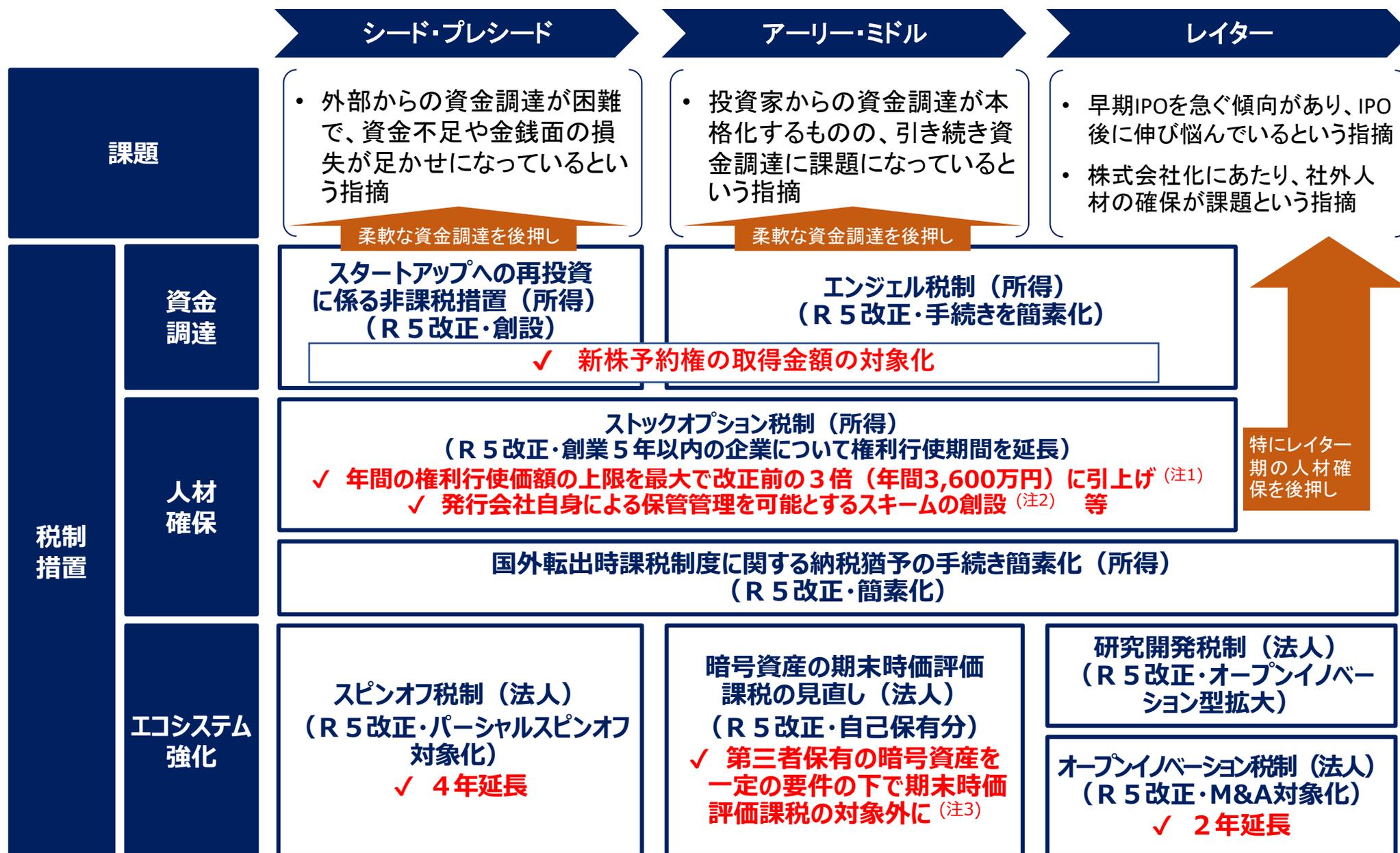
OECD/G20「BEP S 包摂的枠組み」においてまとめられた「第2の柱」の取組みが進み、世界の法人税の引下げに係る、いわゆる「底辺への競争」(Race to the bottom) に一定の歯止めがかかるようになった中、賃上げや投資に消極的な企業に大胆な改革を促し、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、今後、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要である。



## 【スタートアップ・エコシステムの抜本的強化】

# スタートアップ・エコシステムの抜本的強化

※ 赤字をR6改正で措置

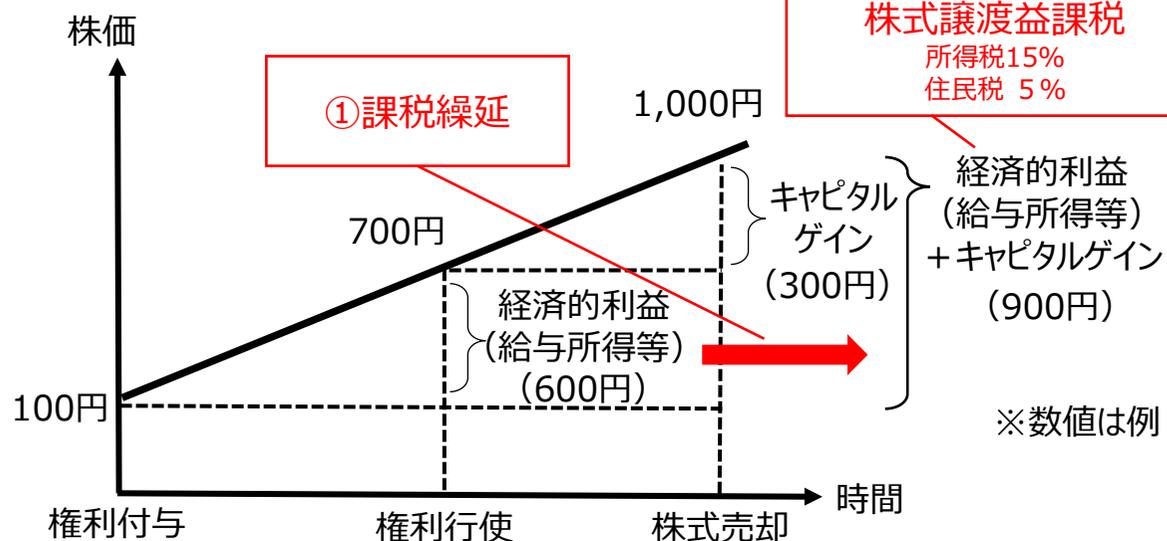


(注1) 設立後5年未満の株式会社から付与されたものは2,400万円、5年以上20年未満の株式会社のうち、非上場であるもの又は上場後5年未満であるものから付与されたものは3,600万円

(注2) 本改正は、スタートアップに限定せず非公開株式全てについて適用。 (注3) 本改正は、スタートアップに限定した政策税制ではなく、法人税法本体の改正を行うもの。

# 適格ストックオプション税制の見直し

## 制度の概要



## 適用対象者

- ・取締役、執行役及び使用人
- ・一定の要件を満たす外部協力者  
(例) 国家資格保有者(弁護士等)、  
上場企業の役員経験者  
プログラマー・エンジニア等

### 【改正後】

- ・**国家資格保有者等に求めていた3年以上の実務経験の要件を撤廃**
- ・**非上場企業の役員経験者等を追加 等**

## 主な適用要件

- ① 権利行使期間が、付与決議後2年経過日から10年経過日までであること  
(※) 設立後5年未満の非上場株式会社付与のストックオプションについては、付与決議後2年経過日から15年経過日まで【令和5年度改正】
- ② 年間権利行使価額は、1,200万円を超えないこと

### 【改正後】

- ・**年間の権利行使価額の上限を最大で改正前の3倍(年間3,600万円)に引き上げ**

(注) (1) 設立後5年未満の株式会社から付与されたものは2,400万円、(2) 5年以上20年未満の株式会社のうち、非上場であるもの又は上場後5年未満であるものから付与されたものは3,600万円

- ③ 権利行使価額が当該権利付与の契約締結の時点における株価以上の金額であること
- ④ 新株予約権について譲渡制限があること
- ⑤ 権利行使後は証券会社等による管理がなされていること 等

### 【改正後】

- ・**発行会社自身による保管管理を可能とするスキームの創設**

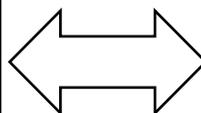
# エンジェル税制・スタートアップ再投資の非課税措置の概要

## 投資段階の優遇措置

### エンジェル税制・優遇措置①

(設立10年未満の企業が対象)  
対象企業への投資額全額を  
その年の株式譲渡益から控除  
※控除対象となる投資額の上限なし

選択適用



### エンジェル税制・優遇措置②

(設立5年未満の企業が対象)  
(対象企業への投資額 - 2,000円) を  
その年の総所得金額から控除  
※控除対象となる投資額の上限は、  
総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方

※ 両優遇措置により控除した額は、原則として、株式の取得価額から差し引き、株式売却時に課税（課税繰延）。

## スタートアップ再投資の非課税措置(令和5年度改正)

保有する株式を売却し、スタートアップへの再投資(「自己資金による創業」や「プレシード・シード期のスタートアップへのエンジェル投資」)を行った場合、再投資分にあたる譲渡益課税を行わない(上限20億円の超過分は課税繰延)措置を創設。

### ○ 投資方法：

- ① 直接投資
- ② 民法上の組合及びファンド経由の投資
- ③ 経済産業大臣認定ファンド等経由の投資

※ (認定) ファンドについては、金融資産1億円以上の投資家のみを勧誘できる。

### ○ 投資額：株式の取得に際して払い込みをした額

新たに信託経由を追加等

新株予約権の権利行使による株式の取得の場合、株式の取得時に新株予約権の取得に要した費用も措置の対象に追加

## 譲渡段階の優遇措置

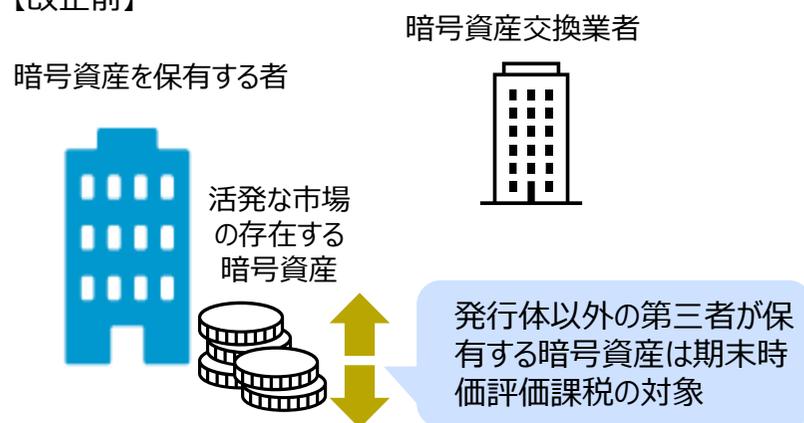
未上場スタートアップ株式の売却により損失が生じたときは、その年の他の株式譲渡益から、その損失額を控除可能。さらに、控除しきれなかった損失額については、翌年以降3年間にわたって、繰越控除が可能。

※ スタートアップ企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に3年間の繰越控除が可能。

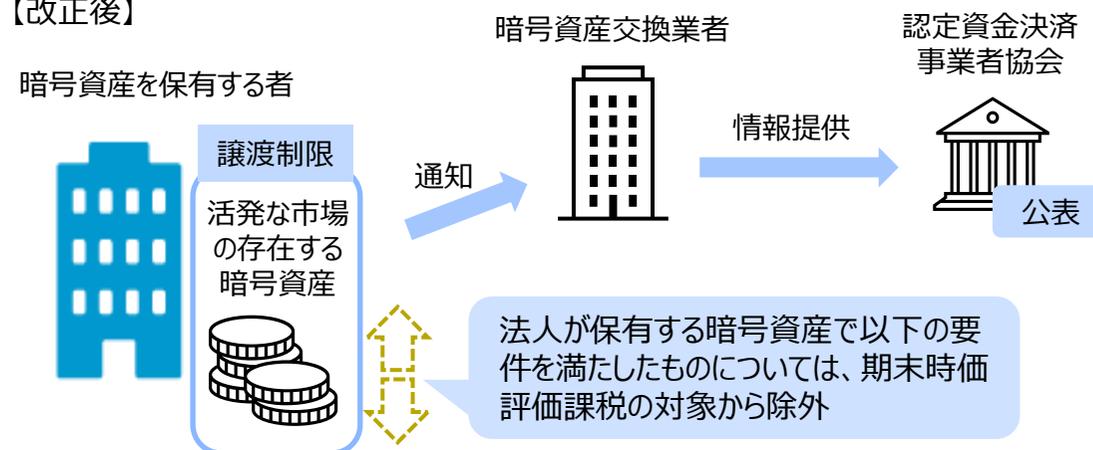
## 第三者が保有する暗号資産の期末時価評価課税の見直し

- 法人が有する暗号資産のうち、活発な市場が存在するものについては、期末に時価評価することとされ、評価損益は課税対象とされている。令和5年度改正により、自己が発行した暗号資産で一定のものについては、期末時価評価課税の対象外とされた。
- 今般、暗号資産について、当初は主に決済手段としての利用を想定していたところ、利用状況や保有の態様などの実態面の変化があったとの考えが示されたことを踏まえ、また、利用者保護の観点から移転制限付きの暗号資産の公表制度が整備されることを受け、発行者以外の第三者が継続保有する暗号資産についても、一定の要件の下、期末時価評価課税を不要とする見直しを行う。

### 【改正前】



### 【改正後】



### 【要件】

- ① 他の者に移転できないようにする技術的措置がとられていること等その**暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されている**こと。
- ② ①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が**①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等**をしていること。

(参考) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (令和5年6月16日閣議決定) 【抜粋】

暗号資産に係る税制上の取扱いについて、第三者が短期売買目的以外で暗号資産を継続的に保有する場合を、他の暗号資産の保有と区別して取り扱うことが可能かどうか、法令上・会計上の在り方を含め、速やかに検討する。

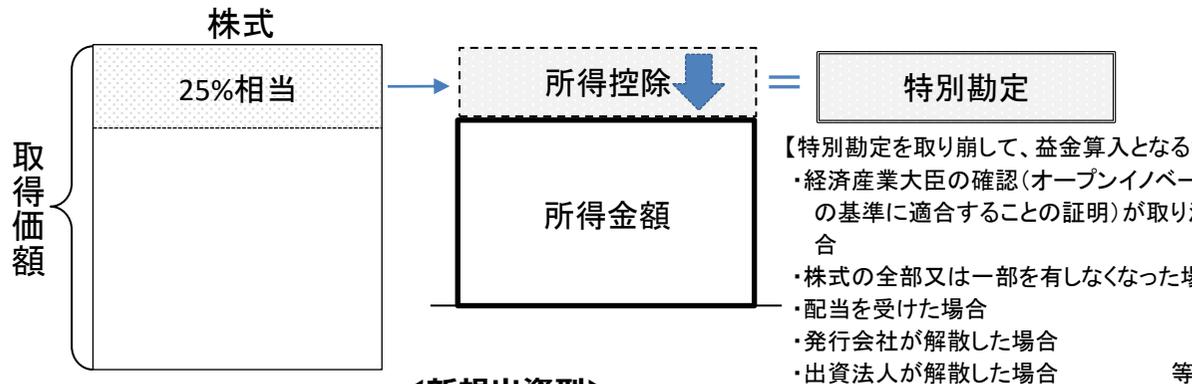
# オープンイノベーション促進税制の延長

## 制度概要

- 一定の事業会社が、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に、一定のスタートアップ企業の株式を取得した場合において、その株式の取得価額の25%以下の金額の特別勘定を設けたときは、その特別勘定の金額について所得控除を認める。
- ただし、当該株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、特別勘定のうち対応する部分を取り崩し、益金に算入する(一定期間保有した株式については、この限りでない。)

### <適用イメージ>

### 【改正後】適用期限の2年延長(令和8年3月31日まで)



#### 出し手(事業会社)の要件

- ・スタートアップ企業に直接又はCVCを通じて出資を行う国内の事業会社
- ・特定期間中の報告義務

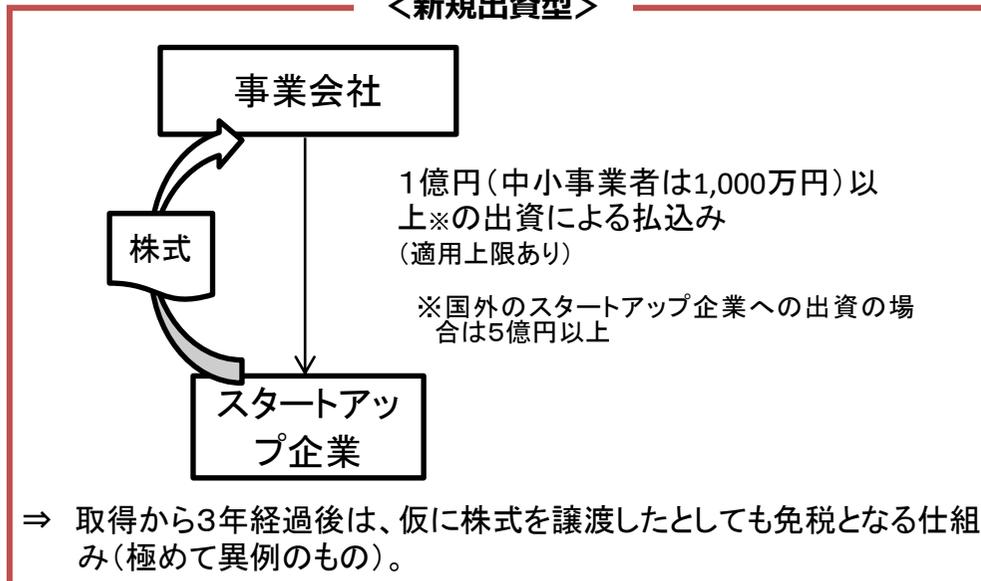
#### オープンイノベーション性の要件

- ・革新性: 事業会社にとっての革新性
- ・リソース開放性: スタートアップの成長への貢献
- ・ビジネス変革性: 事業会社のビジネス変革に寄与する可能性

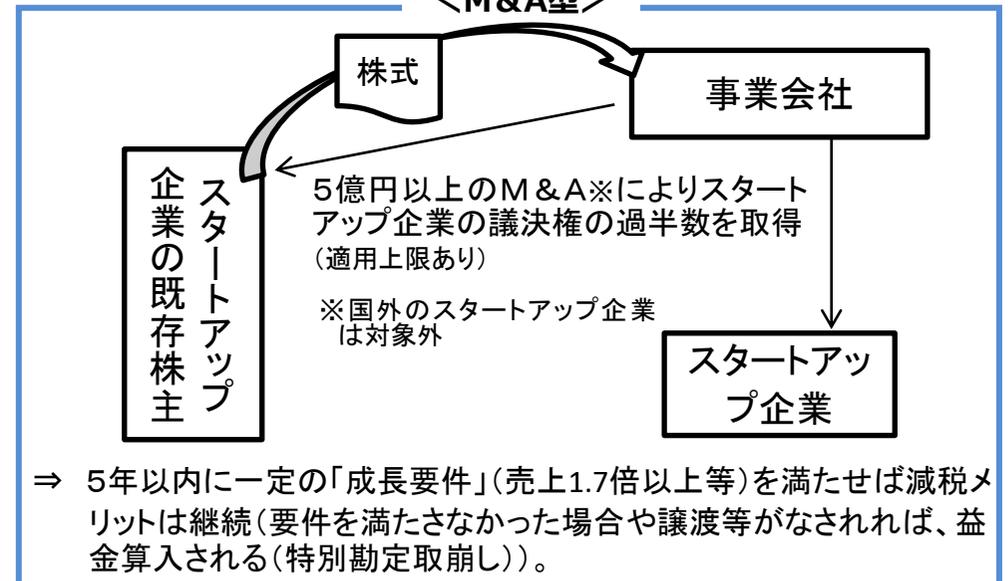
#### 受け手(スタートアップ企業)の要件

- ・設立後10年未満(※)の株式会社(新規設立を除く)
  - ・非上場企業であること
  - ・企業グループに属していないこと
- (※) 研究開発費/売上高 $\geq$ 10%の赤字会社は、15年未満
- 等

### <新規出資型>



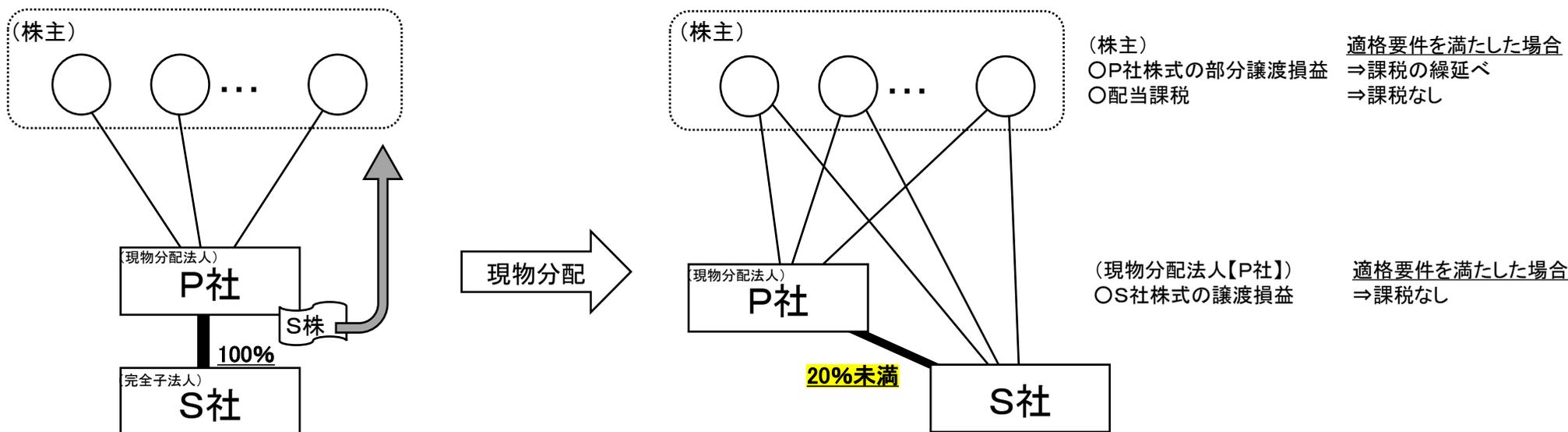
### <M&A型>



# 事業再編計画の認定を受けた法人が行う現物分配に係る課税の特例の延長等

- 産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配で現物分配法人に20%未満の持分を残す場合においても、下記の要件を満たすものは、適格株式分配に該当することとする措置。本措置につき、一部要件の見直し(③の追加)と適用期限の延長を行う。

適用期限: **4年**の延長(令和9年度までに産業競争力強化法の事業再編計画の認定)



## 【要件】

- ① その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること。
- ② 完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。
- ③ 完全子法人が主要な事業として新たな事業活動を行っていること。
- ④ 完全子法人の特定役員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること等の要件を満たすこと。
- ⑤ 適格株式分配と同様の非支配要件、主要事業継続要件及び特定役員継続要件を満たすこと。



## 【子育て支援税制】

# 子育て支援に関する政策税制について

- 子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。そうした観点から、以下の①から③について、扶養控除等の見直しと併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。
- ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。

## ① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置を講ずる。

また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

東日本大震災の被災者向け措置についても、同様に、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ措置を講ずる。また、新築住宅の床面積要件を緩和する。

なお、所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

## ② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

## ③ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずることとする。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている実態を踏まえ、現行の12万円から変更しない。

また、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。

# 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

〔令和6年限りの措置として先行的に対応〕

- 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。
- 新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

## 〔改正前（令和6年・7年入居）〕

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円



## 〔改正後（令和6年入居に限る）〕

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ	
借入限度額	<b>子育て世帯等</b>	<b>5,000万円</b>	<b>4,500万円</b>	<b>4,000万円</b>
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

（注） 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者

床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。

※ 所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

# 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

〔令和6年限りの措置として先行的に対応〕

○ 既存住宅のリフォームに係る特例措置(工事費用の相当額の10%を税額控除)について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯等について、一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

対象工事		対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
耐震		250万円	25万円
バリアフリー		200万円	20万円
省エネ		250万円(350万円)	25万円(35万円)
三世帯同居		250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円)	50万円(60万円)
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円)	25万円(35万円)
<b>子育て〔拡充〕</b>		<b>250万円</b>	<b>25万円</b>



※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合  
 ※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

## 〔子育て対応改修工事〕

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事(一定のものに限る。)

※ 子育て世帯等:18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者

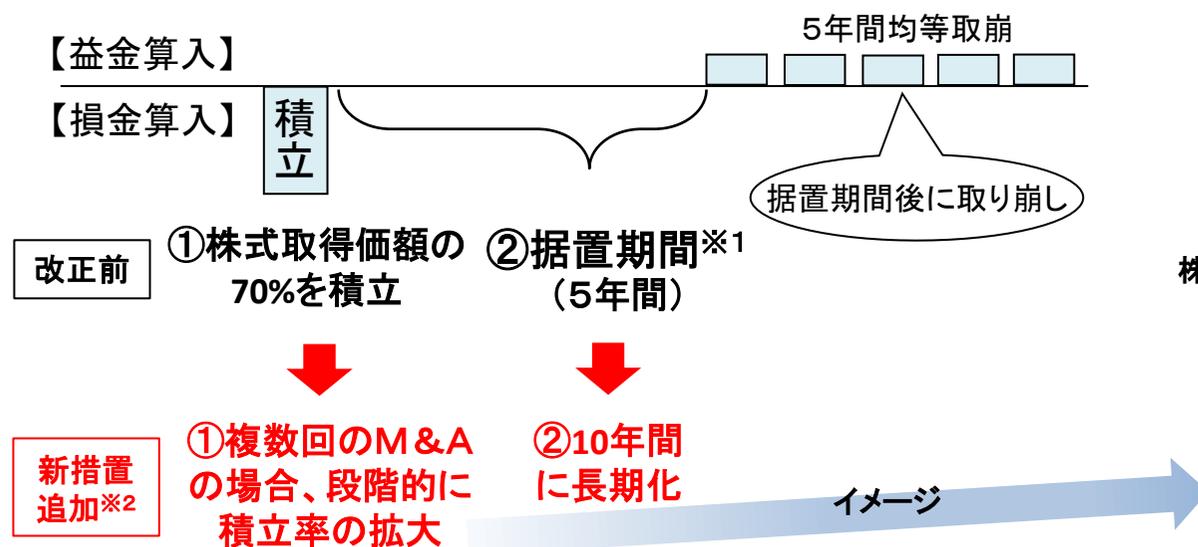
※ その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、本特例は適用しない。

## 【地域・中小企業の活性化】

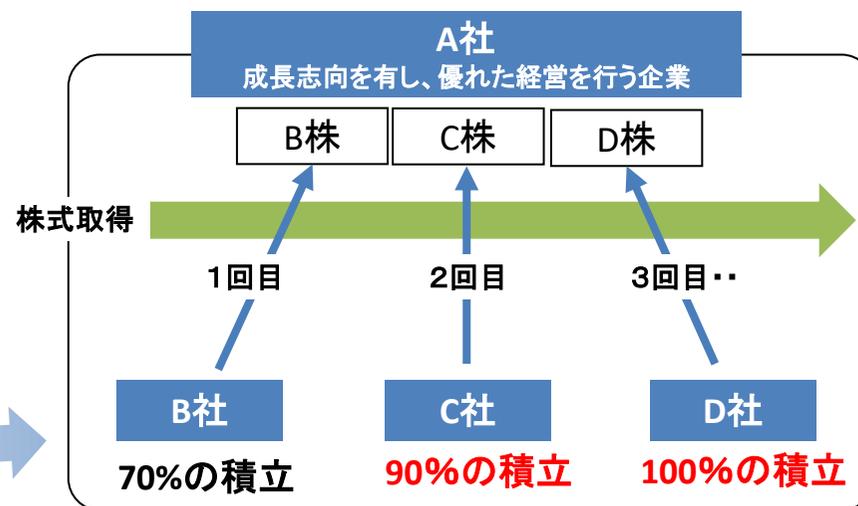
## 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

- 中小企業事業再編投資損失準備金制度は、M & Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、株式譲渡によるM & Aを行う場合に、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積立てたときは、当該積立金額を損金算入可能とするもの。
- 今般、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするため、複数回のM & Aを実施する場合には、積立率を改正前の70%から、2回目には90%、3回目以降は100%に拡充し、据置期間を改正前の5年から10年に延長する措置を講ずることとする。これにより、中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移動を確保する。

<改正後(計画の認定期限:令和9年3月31日まで延長)>



<グループ化に向けた複数回のM&A>



グループ一体での成長を実現

中小

中堅

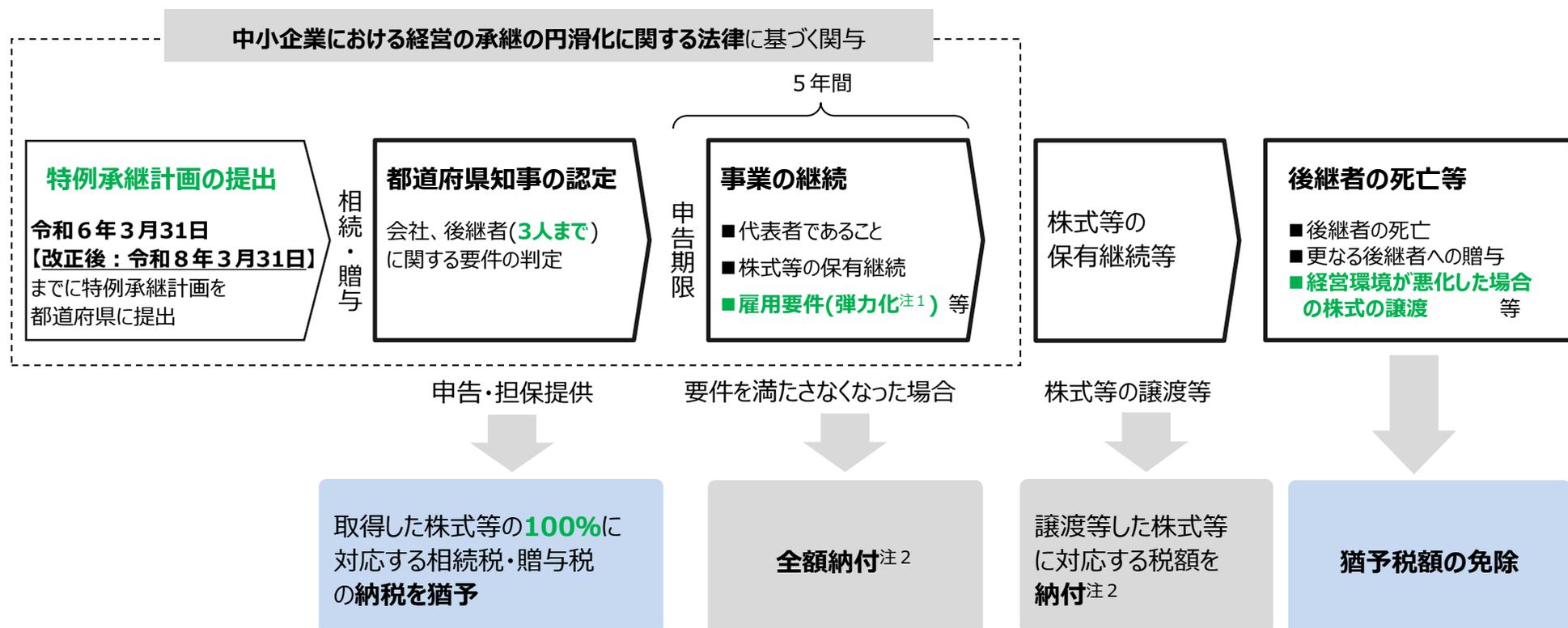
大企業

※ 1 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。

※ 2 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。

## 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版 事業承継税制）

- 中小企業の経営者の死亡に伴う**株式の分散の防止**や**相続時の税負担に対応**することで、事業承継の円滑化を通じた**雇用の確保**、**地域経済活力の維持**や**生前贈与による事業承継を促進する観点**から、  
 中小企業の先代経営者から **後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合**には、その非上場株式等に係る**相続税・贈与税の納税を猶予**（後継者の死亡等の場合に**免除**）



※緑字は、10年間の特例措置で拡充されている部分

(注1) 経営状況の悪化等を理由に、5年間の平均が8割を満たせなかった場合には、認定支援機関の指導助言を受けることが必要となる。

(注2) 猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合(措置法の特例適用後)は、現在年0.4%。

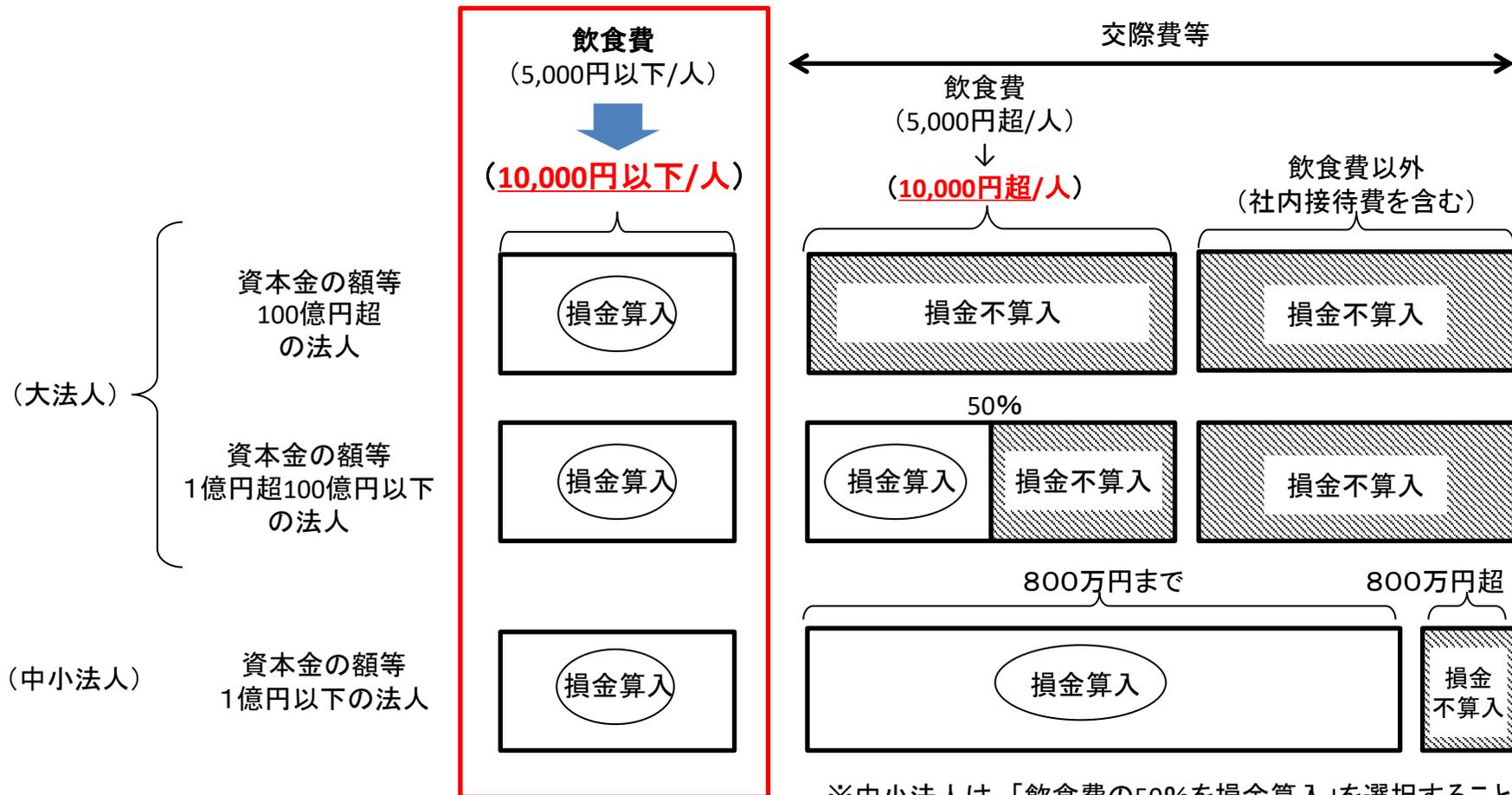
(参考) 本措置を利用した場合、当初の5年間は毎年、5年経過後は3年に1回、継続届出書を税務署へ提出することとされている。

# 法人版事業承継税制における一般措置と特例措置の要件一覧

事業承継税制の要件		
【一般措置】		【特例措置】
	適用期限：なし	適用期限：H30～R9末までの10年間限り
対象株数	総株式数の最大 3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続：80%	100%
承継人数	1人	最大3人
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持	弾力化 (平均8割を満たさない場合も可)
その他	—	特例承継計画の提出期限 ：令和6年3月末 ⇒【改正後】令和8年3月末

## 交際費等から除外される飲食費に係る見直し

- 交際費等は損金不算入とされているが、平成18年度税制改正により、会議費相当とされる一人5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除外され、全額損金算入されている。
- 今般、会議費の実態等を踏まえ、5,000円以下とされていた飲食費の金額基準について、10,000円以下まで引き上げることとされた。



## 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

- ① 少額減価償却資産(取得価額10万円未満)は供用年度に全額損金算入
- ② 一括償却資産(取得価額20万円未満)は3年均等償却
- ③ 中小企業者等の少額減価償却資産(取得価額30万円未満)は合計300万円を限度として全額損金算入



当期利益圧縮を目的として自ら行う事業で使用しない少額資産を大量取得し、貸付の用に供することにより損金算入し、賃貸料、売却益を複数年度の益金に算入する、損金と益金の計上時期の相違を利用した節税スキームが散見された。

令和4年度改正

制度の対象となる資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産が除かれた(令和4年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする少額減価償却資産について適用)。

令和6年度改正

③について、常時使用する従業員の数が500人以下の中小事業者等のうち、電子申告義務化対象法人で、従業員数が300人を超える法人を対象から除外した上、その適用期限が2年延長された(令和6年4月1日施行)。  
(注)電子申告義務化対象法人とは、資本金1億円超の法人、通算法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社をいう。

## 【国際課税】

# 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

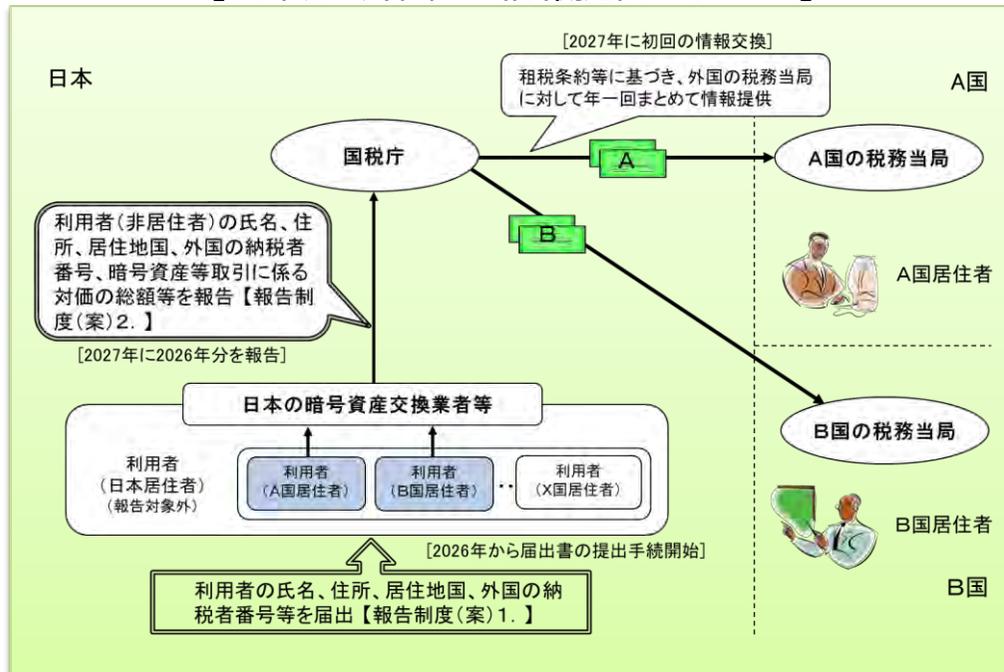
## 「OECD、G20での議論」

- 暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、2022年、OECDは、各国の税務当局が自国の暗号資産交換業者等から報告される非居住者の暗号資産等取引情報を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（Crypto-Asset Reporting Framework;「CARF」）を策定し、承認・公表。
- 2023年、G20首脳宣言が、「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム（「GF」;171か国が参加するOECDの関連組織）」に対し、2027年の情報交換開始を原則とするCARF実施スケジュールの検討を要請。

## 「上記議論を受けた日本の対応」

- 暗号資産交換業者等による、非居住者の暗号資産等取引情報の報告制度を整備する。
- 暗号資産交換業者等の準備期間を考慮し、2024年立法→2026年施行→2027年情報交換開始（2026年分の取引情報）のスケジュールとする。

### 「日本から外国への情報提供のイメージ」



### 【報告制度】

1. 暗号資産等取引実施者は、その者の居住地国等の情報を記載した届出書を暗号資産交換業者等に提出
  2. 暗号資産交換業者等は、一定の条約相手国を居住地国とする暗号資産等取引実施者の取引情報等を国税庁に報告
  3. 報告制度の実効性を確保するため、以下の事項を整備
    - (1) 暗号資産等取引実施者の居住地国の特定に関する記録の作成・保存義務
    - (2) 暗号資産交換業者等の報告に関する調査のための質問検査権
    - (3) 報告事項の提供回避を主たる目的とする行為等に対する特例
    - (4) 罰則（届出書の不提出、暗号資産交換業者等の不報告、調査に係る検査忌避等）
  4. 令和8年（2026年）1月1日から適用
- (注) 暗号資産交換業者等から報告を受けた情報は、租税条約等の情報交換に係る規定及び租税条約等実施特例法の規定に基づき、条約相手国に提供。

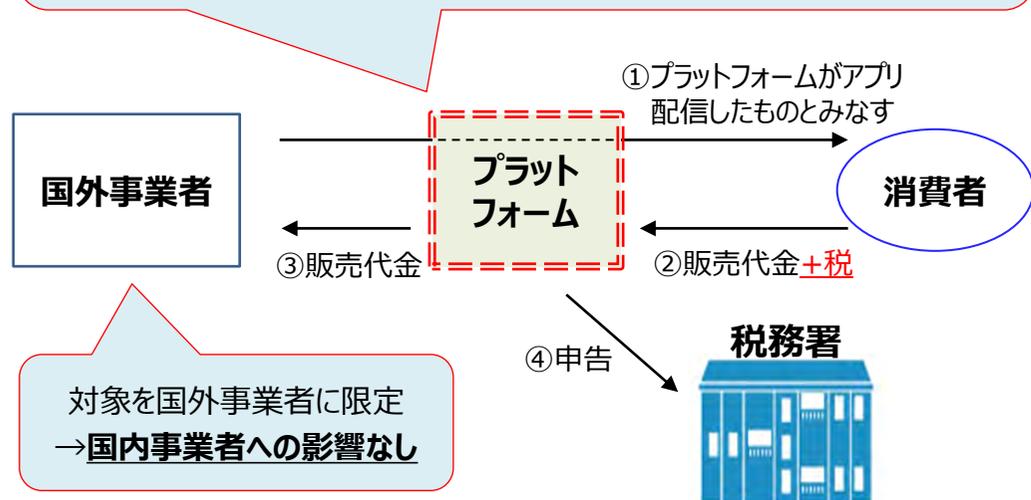
## 【プラットフォーム課税】

# 国境を越えたデジタルサービスに係るプラットフォーム課税の導入

- 内外のイコールフットイングや課税の公平性を確保する観点から、既に世界の多くの国で導入されている制度である「**プラットフォーム課税**」を日本においても導入する。
- 本制度の対象となったプラットフォーム事業者は、プラットフォームを介して国外事業者が行うデジタルサービス（消費者向けの電気通信利用役務の提供）について、プラットフォーム事業者自身が提供したものとみなされ、そのデジタルサービスに係る消費税について、**国外事業者に代わり納税義務が課される**こととなる。
- その上で、本制度が執行管轄権の及ばない国外事業者に対する適正な課税を念頭に置いたものであることや、税務当局の目の行き届く国内事業者に与える影響等を考慮し、**本制度の対象を国外事業者が国内向けに行うデジタルサービスに限る**こととする（リバースチャージの対象となる事業者向け電気通信利用役務の提供は対象外）。
- また、本制度の対象となるプラットフォーム事業者には高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮し、**国外事業者が自身のプラットフォームを介して行うデジタルサービスの取引高が50億円を超えるプラットフォーム事業者を対象とする**。

(注) 令和7年4月1日から適用。

対象を国外事業者によるデジタルサービスの取引高が50億円超のPFに限定  
 →本基準により、**国外事業者が行うデジタルサービスの大半が対象になると見込まれる**とともに、高い税務コンプライアンスにより、**適正な課税の確保が見込まれる**



## (参考) 諸外国におけるPF課税の導入状況

- PF課税 導入の有無が確認できた85か国中
- 導入済み（全事業者対象） … 63か国（74%）
  - 導入済み（国外事業者のみ対象） … 19か国（22%）
  - 未導入 … 3か国（4%）



※各プラットフォームの公表情報により確認（白抜きの国は未確認）

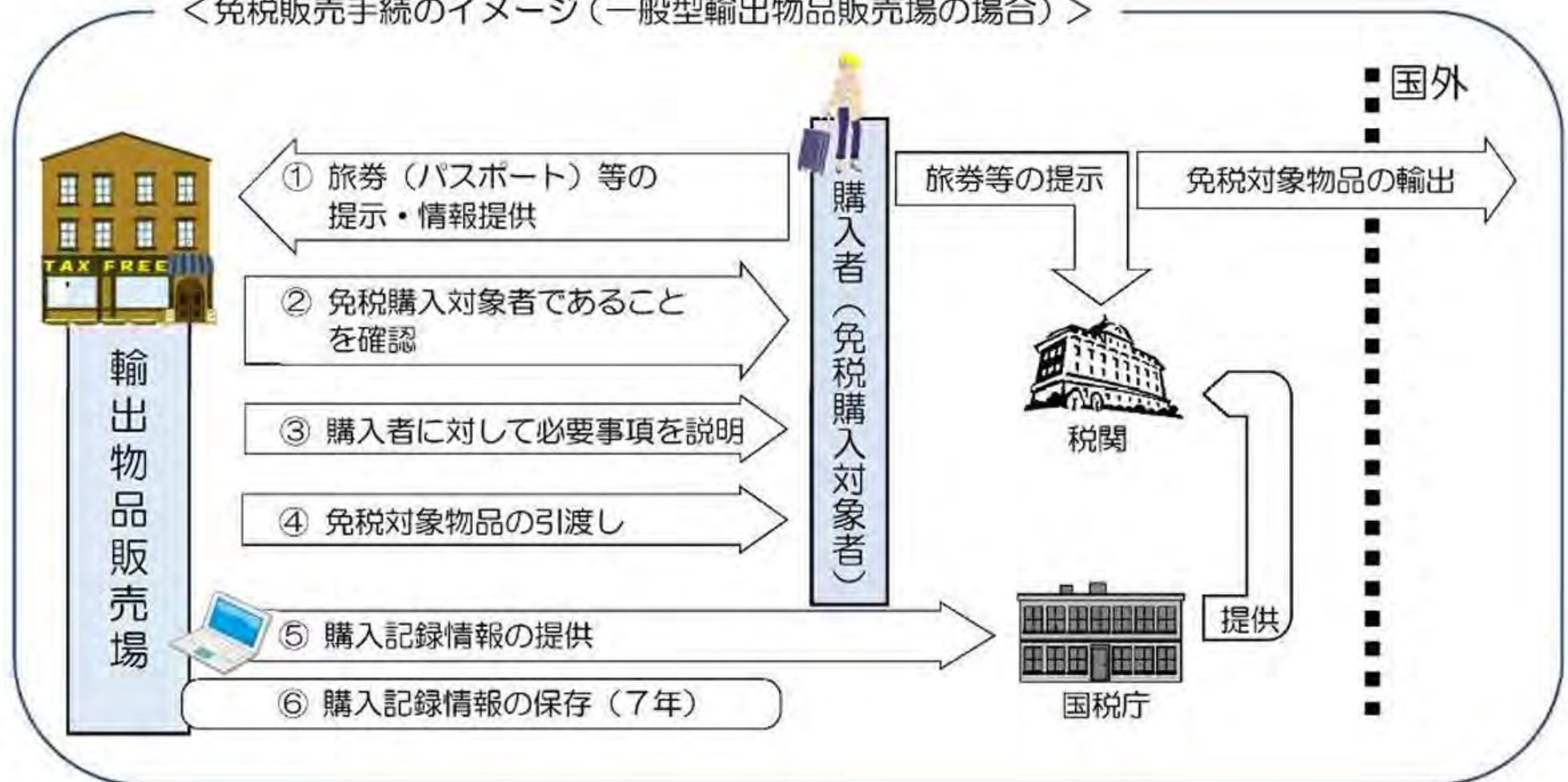
## 【外国人旅行者向け免税制度】

## 外国人旅行者向け免税制度とは

免税店を経営する事業者が、外国人旅行者等の免税購入対象者に対して免税対象物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される。

一般物品(家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》)	税抜5千円以上
消耗品(飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品)	5千円以上50万円以下

＜免税販売手続のイメージ（一般型輸出物品販売場の場合）＞



（出所:国税庁「輸出物品販売場制度について」に基づき作成）

# 外国人旅行者向け免税制度の不正状況について

## 令和4年4月～令和5年3月における免税購入額について

購入金額層 (1人当たりの免税購入金額層)	免税購入出国者数	免税購入金額	構成比
100万円未満	3,664,494人	2,758億円	45.65%
100万円以上1,000万円未満	51,726人	1,105億円	18.28%
1,000万円以上1億円未満	1,838人	475億円	7.86%
<b>1億円以上</b>	<b>374人</b>	<b>1,704億円</b>	<b>28.21%</b>
合計	3,718,432人	6,042億円	—

### 1億円以上の購入者(374人)の 税関での賦課決定状況(R4年度)

○ 税関で捕捉し、検査を行った件数:57件(15.2%)



■ : 持出確認 (1件)   
 ■ : 賦課決定→納付 (1件)   
 ■ : 賦課決定→滞納 (55件)

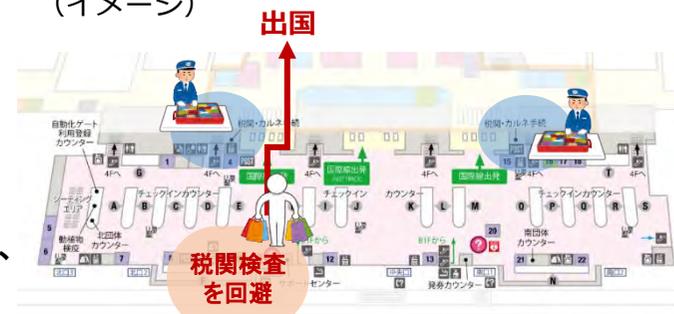
※ 賦課決定額:約18.7億円 うち、滞納額:約18.5億円

(注)計表等は、対象期間に出国した者(又は出国と判定した者)に係る国税庁の免税販売管理システムに送信された購入記録情報を機械的に集計したもの。(人数は、延べ人数となる。)

## 【不正が疑われる者の出国時等における捕捉の課題】

- 免税購入者は、出国時に税関へ旅券を提示しなければならないが、多額の不正を行おうとする者は、旅券提示を回避するなどにより、多くの者が税関検査を逃れているのが実態。
- そのため、税関においては、高額購入者を中心に航空会社との連携等により、免税購入者の捕捉に努めているところ。
  - ※ 仮に捕捉できても、税関検査は任意であり、検査を受けないことを理由に出国を止めることができない。
- 特に、1億円以上の高額購入者は、全てが不正を行っているとは言えないが、税関や国税当局で捕捉し、検査を行ったほぼ全ての者について、適正に国外へ持ち出している事実が確認されず、消費税が賦課決定されている。
- また、これらの者の大宗は、納税資金を持ち合わせておらず、ほぼ全てが滞納となったまま、海外へ出国されている状況。

(イメージ)

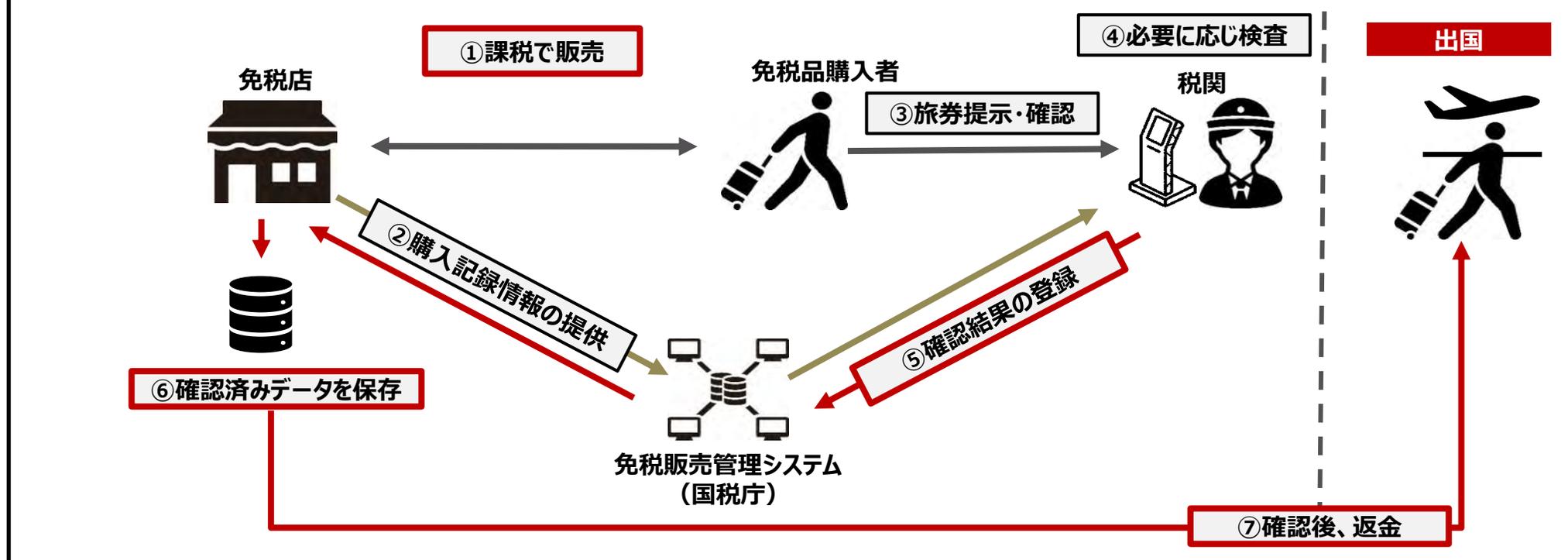


## 外国人旅行者向け免税制度の抜本的見直しの方向性

- 外国人旅行者向け免税制度は、免税店の拡大と外国人旅行者の利便性の向上を図ることによって、インバウンド消費拡大の重要な政策ツールとなってきた。
- 他方で、免税品の横流し等の不正事例は後を絶たず、出国時に捕捉して即時徴収を行ってもその多くは滞納となっており、制度の不正利用は看過できない状況。また、免税店にとっても税務リスクを抱えながら免税販売を行うことが業務負担となっている。
- こうした実態を踏まえ、早急に制度の抜本的な見直しを行う必要がある。具体的には、出国時に購入品の持ち出しが確認できた場合に免税販売が成立し、免税店が確認後に消費税相当額を返金する制度（下図）に見直す。
- 検討にあたっては、旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減、空港での混雑防止等にも十分留意することとし、令和7年度税制改正プロセスにおいて結論を得ることを目指す。

### 持ち出し確認方式 具体的フロー（案）

※ 赤字が変更・追加部分



## 【国外事業者等における事業者免税点制度の特例等の見直し】

## 国外事業者における「特定期間の課税売上高による納税義務の免除の特例」の見直し

### 【現行制度】

基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超えた場合は、消費税の納税義務が免除されないこととされていますが、この特定期間における 1,000 万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできることとされています。

### 【令和6年度改正内容】

令和6年度の改正により、国外事業者については、「特定期間」における 1,000 万円の判定を、給与等支払額の合計額により行うことはできないこととされました。このため、国外事業者においては、「特定期間」における課税売上高が 1,000 万円を超える場合、給与等支払額の合計額にかかわらず、納税義務は免除されないこととなります。

	「特定期間」における1,000万円の判定			
	国内事業者		国外事業者	
	課税売上高	給与等支払額の合計額	課税売上高	給与等支払額の合計額
改正前	○	○	○	○
改正後	○	○	○	×

【適用開始時期】令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

## 外国法人が国内において事業を開始した場合の納税義務の免除の特例の見直し

### 【現行制度】

その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人は、当該事業年度に含まれる各課税期間の納税義務が免除されません。また、資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満であっても、当該事業年度開始の日において特定新規設立法人の要件を満たす法人は、当該各課税期間の納税義務が免除されません。

### 【令和6年度改正内容】

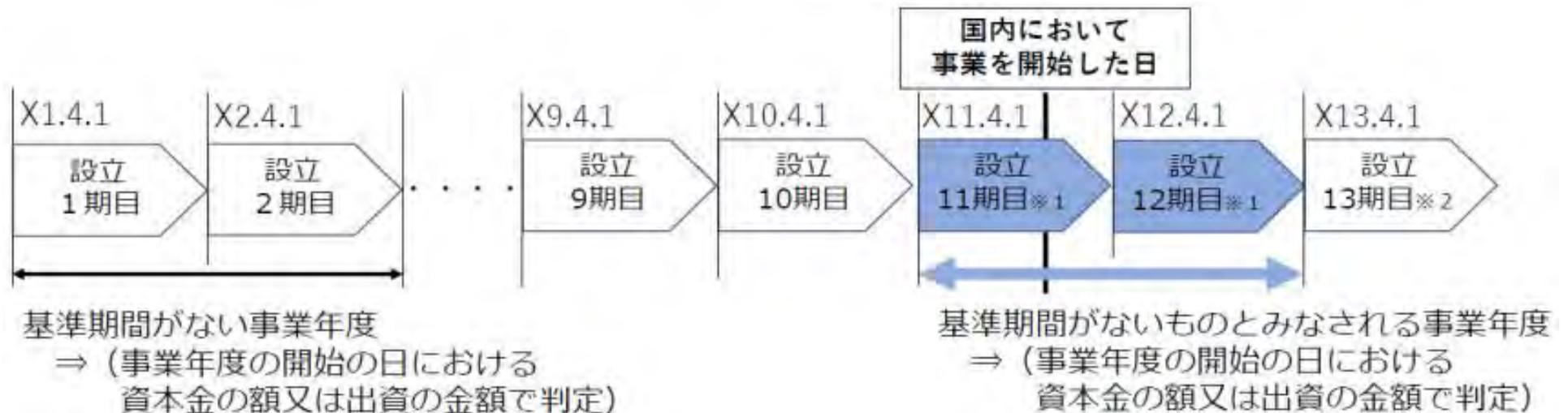
令和6年度の改正により、その事業年度の基準期間がある外国法人が、当該基準期間の末日の翌日以後に、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、当該事業年度は基準期間がないものとみなすこととされました。

このため、当該事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である場合並びに資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満であって特定新規設立法人の要件を満たす場合は、当該事業年度に含まれる各課税期間の納税義務が免除されないこととされました。

【適用開始時期】令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

【具体例】

資本金の額又は出資の金額により判定する場合の具体例  
 (事業年度が1年の3月末決算の外国法人の場合)



※1 11期目の基準期間である9期目の末日及び12期目の基準期間である10期目の末日の翌日以後に国内で課税資産の譲渡等に係る事業を開始しているため、11期目及び12期目は基準期間がないものとみなされます。

※2 13期目の基準期間である11期目の末日の翌日より前に、国内で課税資産の譲渡等に係る事業を開始しているため、13期目は基準期間がないものとみなされず、基準期間や特定期間の課税売上高等により、納税義務を判定します。

「特定新規設立法人の納税義務の免除の特例」における判定対象者に係る金額基準の見直し

【現行制度】

その事業年度の基準期間がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人(新規設立法人)のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの(特定新規設立法人)については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととされています。

①	その基準期間がない事業年度開始の日において、 <u>他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合(特定要件)に該当すること</u>
②	上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった <u>他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者(判定対象者)について、当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間(基準期間相当期間)において、(国内における)課税売上高が5億円を超えていること</u>

【令和6年度改正内容】

令和6年度の改正により、上記②の要件について、「判定対象者」の「基準期間相当期間」における課税売上高が5億円を超える場合又は売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額が、国外におけるものも含め50億円を超える場合とされました。

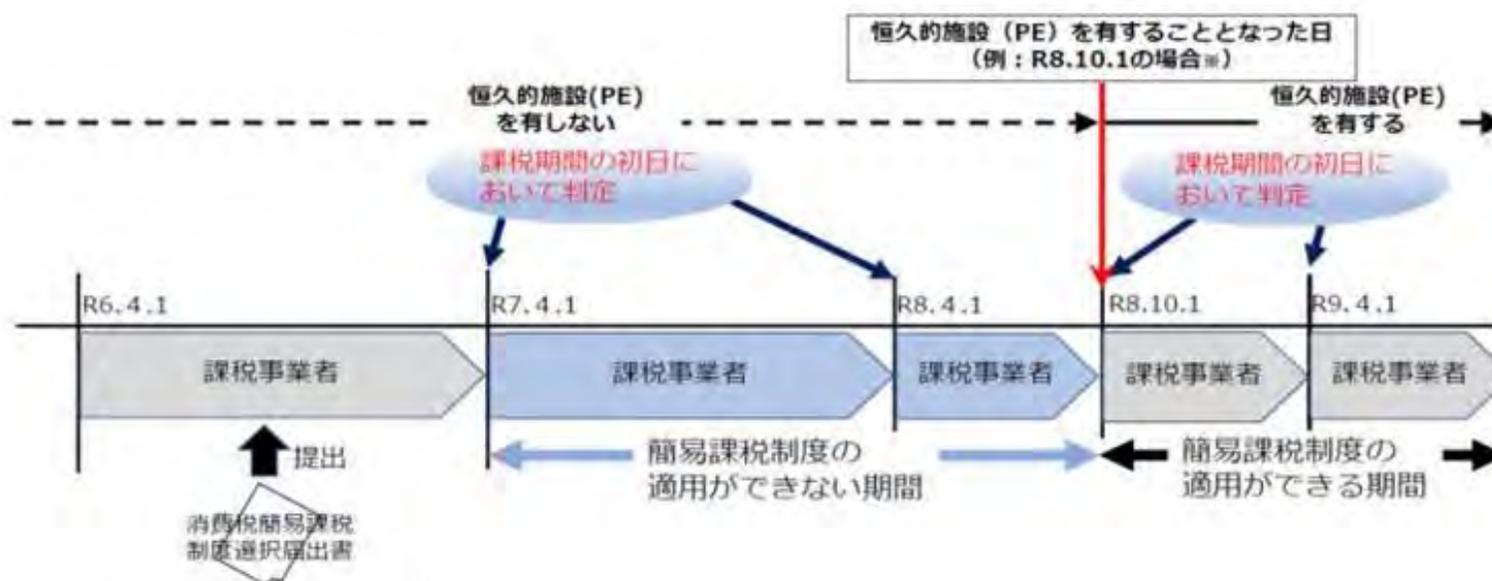
【適用開始時期】令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

## 恒久的施設を有しない国外事業者における簡易課税制度及び2割特例の適用の見直し

その課税期間の初日において恒久的施設(PE)を有しない国外事業者は、簡易課税制度及び適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する税額控除に関する負担軽減措置(2割特例)の適用を受けられないこととされました。

### 【具体例1】

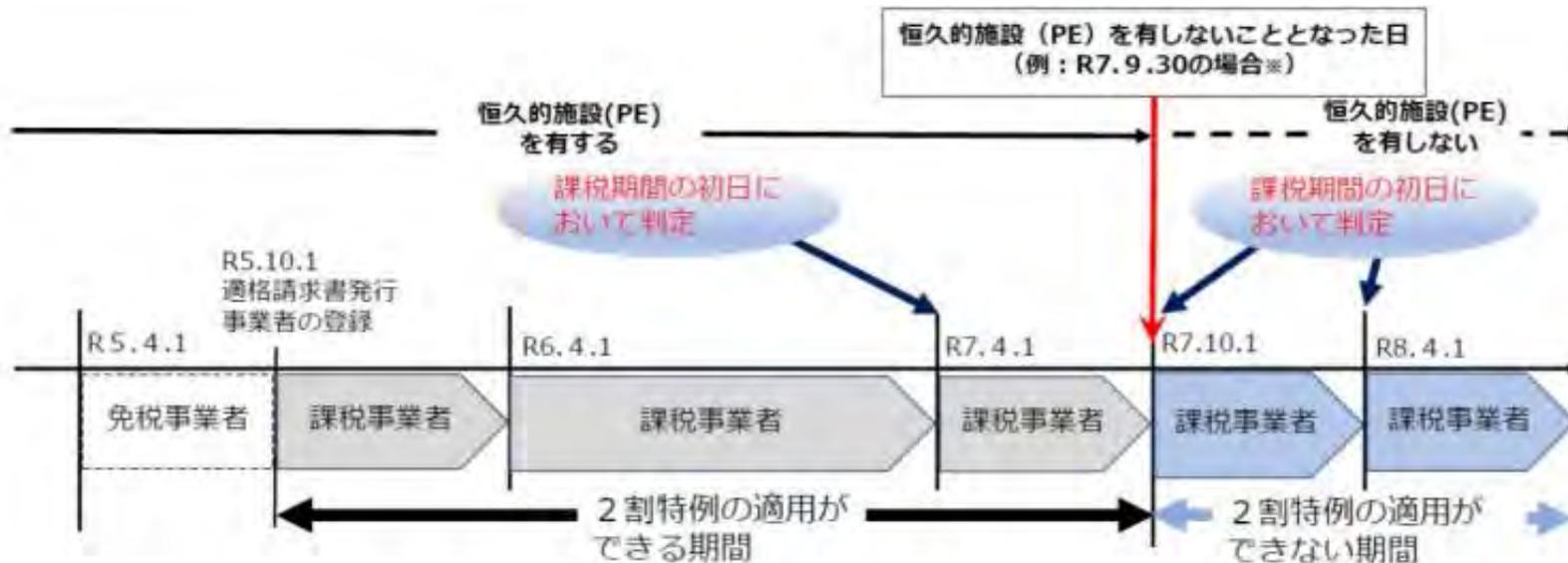
簡易課税制度の適用関係の具体例(3月末決算の外国法人が恒久的施設を有することとなった例)



※ 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設(PE)を有することとなった場合、この法人の事業年度は恒久的施設(PE)を有することとなった日の前日に終了し、その翌日から事業年度が開始します。

## 【具体例2】

2割特例の適用関係の具体例(3月末決算の外国法人が恒久的施設を有しないこととなった例)



※ 恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途において恒久的施設(PE)を有しないこととなった場合、この法人の事業年度は恒久的施設(PE)を有しないこととなった日に終了し、その翌日から事業年度が開始します。

【適用開始時期】令和6年10月1日以後に開始する課税期間※から適用されます。

※ 適用開始前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合であっても、令和6年10月1日以後に開始する課税期間の初日において恒久的施設(PE)を有しない場合には、簡易課税制度の適用はありません。



## 【その他の消費税の改正】

## 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用の制限

### 【現行制度】

免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者(以下、「免税事業者等」といいます。)から行う仕入れであっても、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行うもので一定の帳簿等を保存している場合には、仕入税額相当額の一定割合(80%・50%)を仕入税額とみなして控除できる経過措置(以下「経過措置(80%控除・50%控除)」といいます。)が設けられています。

### 【令和6年度改正内容】

令和6年度の改正により、一の免税事業者等から行う経過措置(80%控除・50%控除)の対象となる課税仕入れの合計額(税込金額)がその年又は事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置(80%控除・50%控除)の適用を受けることができないこととされました。

【適用開始時期】令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

## 免税購入品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

輸出物品販売場(いわゆる免税店)で消費税が免除された物品(免税購入品)であることを知りながら、当該物品を仕入れた場合、当該課税仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けることができないこととされました。

【適用開始時期】令和6年4月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

## 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ(自動販売機特例①が適用される取引)並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ(回収特例②が適用される取引)のうち税込3万円未満の取引における帳簿の記載事項については、「住所又は所在地」の記載が不要とされました。

- ① 自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうち当該課税資産の譲渡等に係る税込価額が3万円未満の取引について、その買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。
- ② 入場券等で適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されているものが、引換給付の際に適格請求書発行事業者により回収される場合、当該引換給付を受ける買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。

**【適用開始時期】**令和5年10月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

- インボイス制度においては、原則として帳簿とインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、インボイス発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、インボイスの交付義務が生じる。
- ただし、**事業の性質上、インボイスを交付することが困難な一定のもの**は、**インボイスの交付義務が免除**される。
- また、**インボイスの交付を受けることが困難な一定の場合**は、（売り手のインボイス交付義務の有無にかかわらず）**買い手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能**となる。

### <売り手の特例>

#### <適格請求書の交付義務免除>

- 卸売市場に委託して行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

下3つは、売り手のインボイス交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

(出所:国税庁HP「問い合わせの多いご質問」を基に作成)

### <買い手の特例>

#### <卸売市場、農協等が発行した書類の保存>

- 卸売市場、農協等から行う一定の農林水産物の仕入

#### <帳簿のみ保存>

- **1万円未満の課税仕入れ【R5税制改正】**  
※ 基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間の課税売上高5,000万円以下である事業者に限る。(令和11年9月30日までの取引)
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- インボイス発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

## 仕入税額控除の要件

- 区分記載請求書等は免税事業者でも交付でき、仕入税額控除が出来た。
- インボイスは課税事業者であるインボイス発行事業者でなければ交付できない。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	適格請求書(インボイス)等 の保存

ここが  
変わります



### 【帳簿の記載事項】

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 対価の額

### 【帳簿のみ保存の場合の追加記載事項】

- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(国税庁長官指定のものは、住所等の記載は不要)
- ⑥ 帳簿のみの保存の特例対象となる旨(「自販機」「入場券等」)

(出所：国税庁パンフレット「適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-」を基に作成)

帳簿に仕入れの相手方の住所又は所在地の記載が不要な一定の者  
(令和5年国税庁告示第26号)

- ① インボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送について、その運送を行った者
- ② インボイスの交付義務が免除される郵便役務の提供について、その郵便役務の提供を行った者
- ③ 課税仕入れに該当する出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）を支払った場合の当該出張旅費等を受領した使用人等
- ④ a古物営業、b質屋又はc宅地建物取引業を営む事業者がインボイス発行事業者でない者から、古物、質物又は建物をその事業者の棚卸資産として取得する取引、インボイス発行事業者でない者からd再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引を行った場合の課税仕入れの相手方（aからcについては各業法により業務に関する帳簿等への相手方の氏名及び住所を記載することとされているもの以外のもの、dについては事業者以外の者から受けるものに限られる。）

令和6年度税制改正で拡充(令和6年国税庁告示第10号)  
運用上令和5年10月1日から記載を求めない。

- ① 【自販機特例】自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満のものに限る)
- ② 【回収特例】適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引（3万円未満の取引に限る）

## 自動販売機特例を適用する場合の帳簿の記載例

XX年		総勘定元帳 (会議費) (株)〇〇		
月	日	摘要	借方	貸方
2	8	〇〇市 自販機 飲料※	120	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象品目

記載を求めない

### 【令和6年度改正の内容】

自動販売機特例や回収特例が適用される取引(3万円未満の取引に限る。)については、課税仕入れの相手方の住所又は所在地の記載を求めない。

(令和5年10月1日から)

(出所;国税庁HP「令和6年度税制改正の大綱について(インボイス関連)」を基に作成)

## 自動販売機特例又は回収特例の3万円未満の判定

- ① 自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
  - ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- が、3万円未満の取引かは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定する。

（具体例1）

自動販売機で飲料（1本150円）を20本（3,000円）購入する場合、1回の商品購入金額（1本150円）で判定する。

（具体例2）

〇〇施設の入場券（1枚2,000円）を4枚（8,000円）購入し使用する場合、1回の使用金額（4枚8,000円）で判定する。

（出所;国税庁HP「令和6年度税制改正の大綱について(インボイス関連)」を基に作成）

## 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

### 【インボイス前】

「3万円未満の課税仕入れ」等は一定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができたが、これらの規定は廃止



### 【インボイス後】

3万円未満の、鉄道等による公共交通機関の運賃や自販機、ATMなどの自動サービス機による支払など、適格請求書等の交付を受けることが困難な取引に限って、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる。



### 【中小事業者等に対する事務負担の軽減措置】（参考：令和5年度税制改正）

前々事業年度等の基準期間の課税売上高が1億円以下の事業者については、令和5年10月1日から6年間(令和11年9月30日まで)、1万円未満(税込・1回の取引の合計額)の課税仕入れについて、帳簿のみの保存で仕入税額控除を可能とする。

(注) 基準期間の課税売上高が1億円超の場合でも、前事業年度等開始の日以後6月間の課税売上高が5千万円以下である場合は、軽減措置の対象。



## 【納税環境整備】

# GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上

## 【改正前】

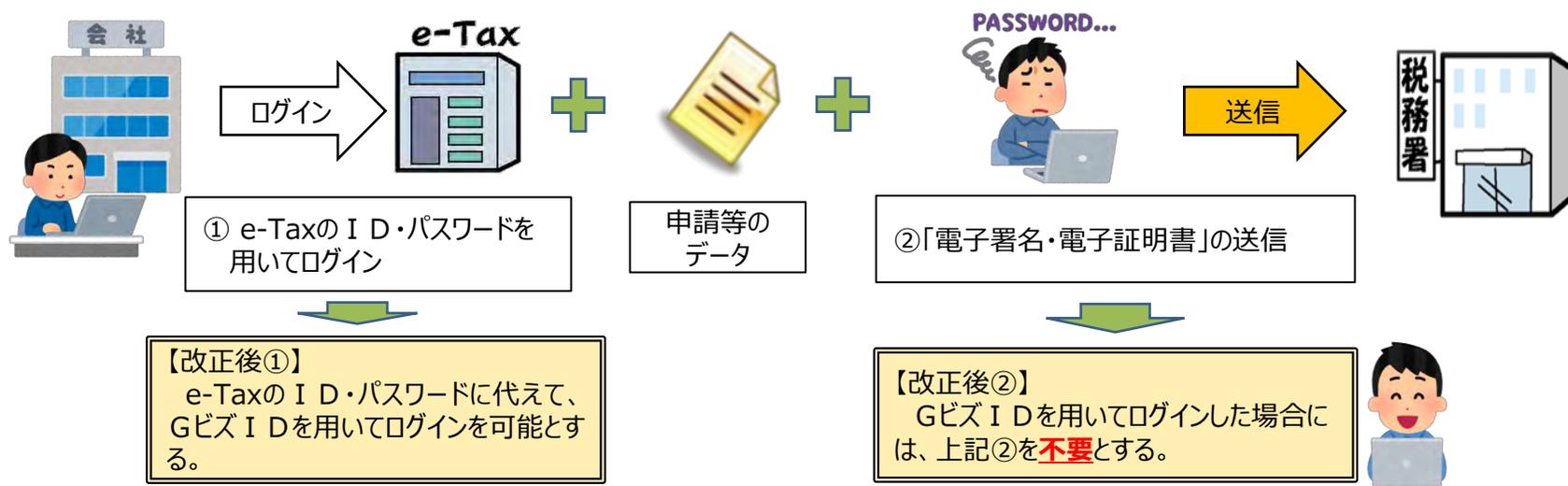
e-Taxにより申請等を行う場合には、e-Taxの「ID（識別符号）・パスワード（暗証符号）」を入力して、「電子署名・電子証明書」を付して送信しなければならないこととされている。

## 【改正後】

GビズID利用者の利便性の向上に資する観点から、所要の法令改正等を前提に、法人が、GビズID（一定の認証レベルを有するものに限る。）を用いて、e-Taxにログインをする場合には、e-Taxの「ID（識別符号）・パスワード（暗証符号）」の入力及びその申請等の際の「電子署名・電子証明書」の送信を要しないこととする。

	ログイン方法	e-TaxのID・パスワード	電子署名・電子証明書
法人 ユーザー	原則	要	要
	GビズID	要 ⇒ <b>不要</b>	要 ⇒ <b>不要</b>

## 【GビズIDを用いて法人がe-Taxで行う申請等のイメージ】



（注）国税庁のサーバ署名により、申請等における改ざん防止措置を運用上講ずる。

# 処分通知等の電子交付の拡充

## 改正前

- 税務当局から納税者に対して電子交付をすることができる処分通知等は、9 手続（①所得税の予定納税額通知書、②加算税の賦課決定通知書、③クラウドの認定等に係る通知、④国税還付金振込通知書、⑤消費税適格請求書発行事業者の登録に係る通知、⑥更正の請求に係る減額更正等の通知、⑦住宅ローン控除証明書、⑧納税証明書、⑨電子申請等証明書）とされている。

## 改正後

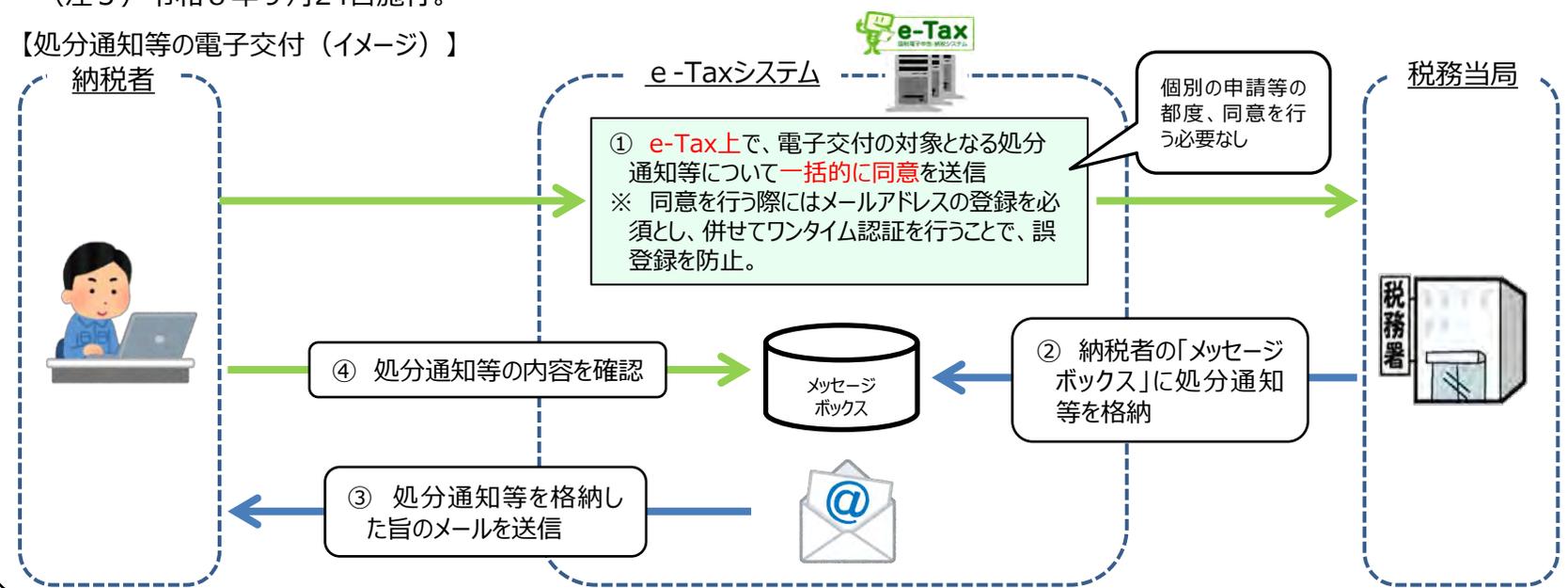
- 納税者の事前の同意を前提に、全ての処分通知等の電子交付をすることができることとする（改正前：9手続に限定）。
- 納税者が事前の同意を行う場合のメールアドレスの登録を必須とする（改正前：任意）。
- 電子交付の対象となる処分通知等について、事前の同意を行う方式は、e-Tax上で一括して行う方式へ変更する（改正前：個々の処分通知等ごとに同意）。

（注1）その処分通知等の性質上、電子交付に適さないものについては、運用上、電子交付しない。

（注2）納税者の見落としを防止する観点から、納税者に対して、処分通知等を格納した旨のメールを送信する。

（注3）令和8年9月24日施行。

### 【処分通知等の電子交付（イメージ）】



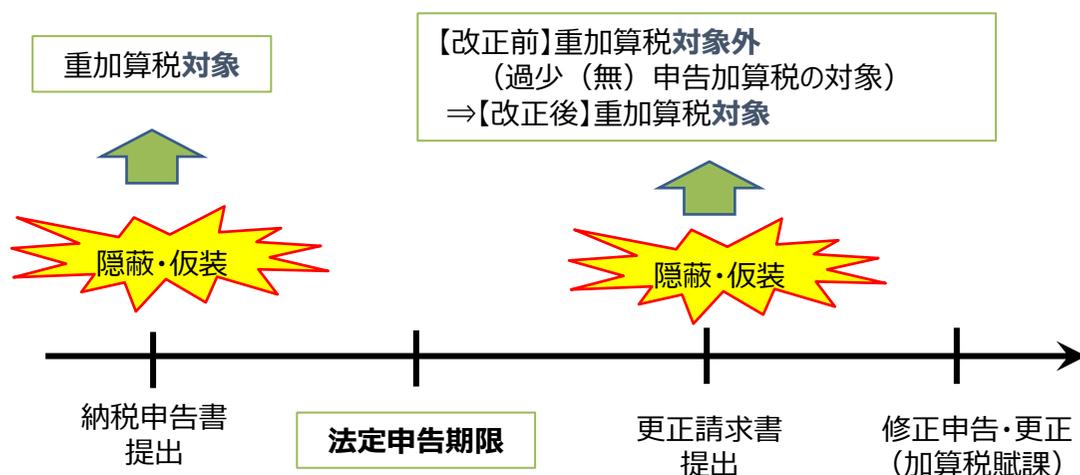
# 更正の請求に係る隠蔽・偽装行為に対する重加算税制度の整備

## 【改正前・課題等】

- 隠蔽・偽装したところに基づき納税申告書を提出していたとき等は、過少申告加算税（又は無申告加算税）に代え、35%（又は40%）の重加算税を賦課することとされている。  
 (注) 重加算税が賦課される場合については、延滞税の除算期間が適用されない（申告期限後1年以上経過後に更正等があった場合でも、1年経過した日から更正等があった日までの期間は延滞税の計算期間から控除されない）。
- 他方、申告後に隠蔽・偽装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合であったとしても、重加算税を賦課することができない（過少申告加算税（原則15%）又は無申告加算税（原則20%）が賦課される）。
- 「納税申告書の提出（税額を確定させるための手続）」が「更正請求書の提出（税額を減額させるための手続）」といった、税務当局に対する手続の性質により、隠蔽・偽装行為が行われた場合のペナルティの水準が異なるのは、納税義務違反の発生の防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、更正の請求に係る隠蔽・偽装行為を未然に抑止する必要。

## 【改正後】

- 隠蔽・偽装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合を重加算税の賦課対象に加える。  
 (注1) 上記の隠蔽・偽装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合について、延滞税の除算期間が適用されないことを明確化する運用上の対応を行う。  
 (注2) 令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。



(参考1) 更正の請求の処理件数と実地調査の件数の推移

(単位：千件)

事務年度	H22.7 ~H23.6	H30.7 ~H31.6	R3.7 ~R4.6
更正の請求 処理件数	294	409	413
実地調査 件数※	411	318	135

※ 実地調査件数は、更正の請求に係る実地調査以外の件数を含む。  
 (出所) 更正の請求：国税庁実績評価書、実地調査：国税庁レポート

(参考2) 平成23年12月の税制改正により更正の請求期間が5年（改正前：1年）に延長されている。

# 不正申告を行った株式会社の役員等に対する徴収手続の整備

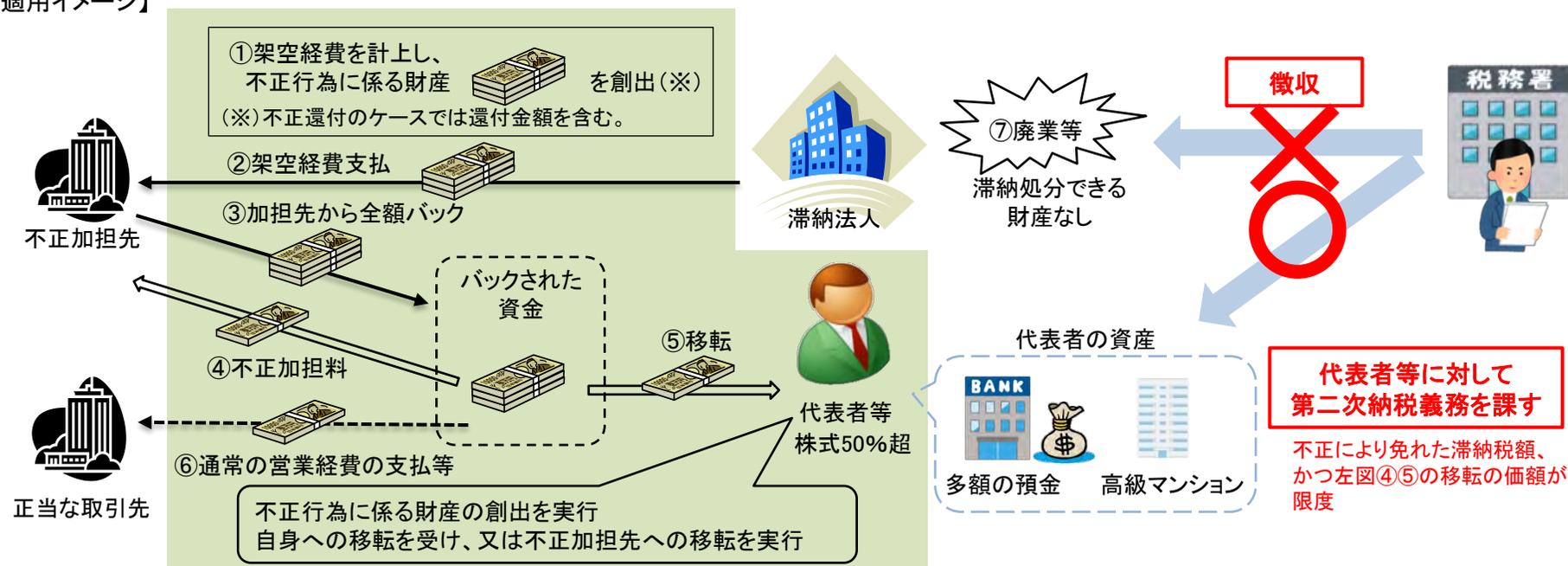
## 【改正前・課題】

- 法人が財産を散逸させた上で廃業する等により納税義務を免れようとする事案が散見されており、調査や滞納処分を行う段階では、既にその法人の財産が残存していない場合が多く、滞納国税の徴収が困難となっており、こういった事案への対応が課題。
- 仮に、代表者等が簿外財産や不正還付金といった不正行為に係る財産を創出し、自らが当該財産の移転を受けた場合や、自ら実行して法人外部へ移転(散逸)させた場合でも、代表者等に追及できない。

## 【改正後】

- 偽りその他不正の行為(不正行為)により国税を免れた法人(株式会社・合資会社・合同会社)の財産の移転が行われており、かつ、その国税を納付していない場合には、その法人財産から滞納国税の全額を徴収することができないときに限定した措置として、
  - ✓ 株式50%超(親族等の一定の者と合わせて50%超を含む。)を保有するなどによりその法人を支配し、不正行為を実行し、及び移転を受け、又は法人外部への移転を実行した代表者等(役員等)に対して、
  - ✓ 「その移転を受けた財産」及び「移転がされた財産(通常の営業経費の支払等に係る移転は除く。)」の価額を限度として不正行為により免れた国税の**第二次納税義務を課す**。(令和7年1月1日以後適用)

## 【適用イメージ】



第二次納税義務の限度額の計算上、⇔ 対象 --▶ 対象ではない

(注)代表者等が法人の場合に第二次納税義務により納付すべき国税及び地方税については、既存の第二次納税義務により納付すべき国税及び地方税と同様、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする。



## 【能登半島地震への対応】

# 自然災害の被災者等に対する税制上の支援措置

○ 被災者等に対する税制上の支援については、熊本地震等を受けたこれまでの対応により、一般措置として、基本的な対策が講じられている。

## 共通

- ・申告等の期限の延長：国税庁が地域と期日を指定等
- ・財産の損失を受けた場合等の納税の猶予

## 所得税

- ・予定納税の減額等
- ・雑損控除の3年間（5年間）繰越
- ・住宅等が被害を受けた場合の所得税の減免
- ・被災事業用資産等の損失の3年間（5年間）繰越
- ・住宅ローン減税の適用継続
- ・住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の重複適用
- ・財形住宅・年金貯蓄の災害等による目的外払出しの非課税
- ・買換資産の取得期間等の延長の特例（法人税も同様）

## 法人税

- ・資産の損害・評価損の損金算入、10年間の繰越控除
- ・災害損失の繰戻しによる法人税額の還付
- ・仮決算の中間申告による利子・配当等の源泉所得税の還付
- ・被災代替資産等の特別償却（建物等）（所得税も同様）

黒：すべての災害に適用される措置

緑：被災者生活再建支援法の対象となる災害に適用される措置

赤：特定非常災害特別措置法の対象となる災害に適用される措置

紫：激甚災害法の仕組みを前提としている措置

## 資産税

- ・財産が被災した場合の相続税・贈与税の免除等
- ・相続時精算課税の財産が被災した場合の課税価格の特例措置
- ・指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例等
- ・事業承継税制の雇用確保要件の免除等
- ・延納・物納の申請に係る準備期間等の特例
- ・山林の相続税の猶予等における規模拡大要件の緩和
- ・住宅取得等資金の贈与税の居住要件の免除等
- ・被災者が取得した住宅取得等資金の贈与税の特例措置
- ・被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除

## 消費税

- ・課税事業者選択届出書の提出等に係る特例
- ・簡易課税制度選択届出書の提出等に係る特例
- ・インボイス発行事業者の登録取消しの特例

## その他

- ・特別貸付の印紙税の非課税
- ・建設工事の請負等の印紙税の非課税
- ・販売業者の保管自動車が被災した場合の自動車重量税の還付
- ・被災自動車に係る自動車重量税の特例還付
- ・被災酒類等の酒税等の控除・還付
- ・被災酒類の酒税の控除・還付方法の特例

# 能登半島地震災害の被災者に係る所得税等の特別措置

- 能登半島地震による災害では、広範囲において生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じているとともに、発災日が1月1日であり、令和5年分所得税の課税期間に極めて近接していることなどの事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、**所得税について特別な措置を講じた。**
- 具体的には、**今般の災害による損失について、①雑損控除、②災害減免法による減免措置、③被災事業用資産等の損失の必要経費算入において、本来の令和6年分ではなく、令和5年分に適用することを認める特例を設ける**こととし、こうした措置を通じて、**被災者の生活再建に向けた資金繰りの円滑化や負担の軽減を図る。**  
※ 個人住民税についても、雑損控除等に関して所得税と同様の特別な措置を講じている。

## ① 雑損控除の特例

### 【制度概要】

- ・ 災害等により住宅・家財等に損害を受けたときは、損失額を所得控除できる。
- ・ その年分で控除しきれない場合は、翌年以後3年間（特定非常災害の場合は5年間）繰越が可能。

### 【特例措置】

今回の災害による住宅や家財等の損失額について、**前年分（令和5年分）の所得から控除することを可能とする。**

## ② 災害減免法による減免措置

### 【制度概要】

災害によって住宅・家財に甚大な損害（時価の1/2以上）を受けたときは、所得税の全部又は一部の減免を受けることができる（雑損控除との選択適用）。

### 【特例措置】

今回の災害における災害減免法による減免措置について、**前年分（令和5年分）の所得税について適用することを可能とする。**

合計所得金額	減免
500万円以下	全額免除
500万円超 750万円以下	1/2の軽減
750万円超 1,000万円以下	1/4の軽減

## ③ 被災事業用資産等の損失の必要経費算入

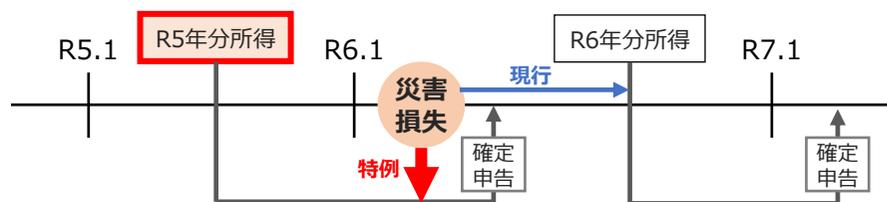
### 【制度概要】

- ・ 災害による事業用資産等の損失額については、その年分の事業所得等の計算上、必要経費に算入する。
- ・ 純損失の金額について、翌年以後3年間（特定非常災害の場合は原則5年間）繰越が可能。

### 【特例措置】

今回の災害による事業用資産等の損失額について、**前年分（令和5年分）の事業所得等の計算上、必要経費に算入することを可能とする。**

### 【イメージ】



- ・ 暦年課税が原則の所得税では、R6.1.1に発生した災害の損失は、本来、令和6年分の所得税の計算に反映される（確定申告は1年後のR7.2～R7.3）。
- ・ 特例により令和5年分所得税への適用を認めることで、税額の軽減や還付が実質的に1年早く受けられる。

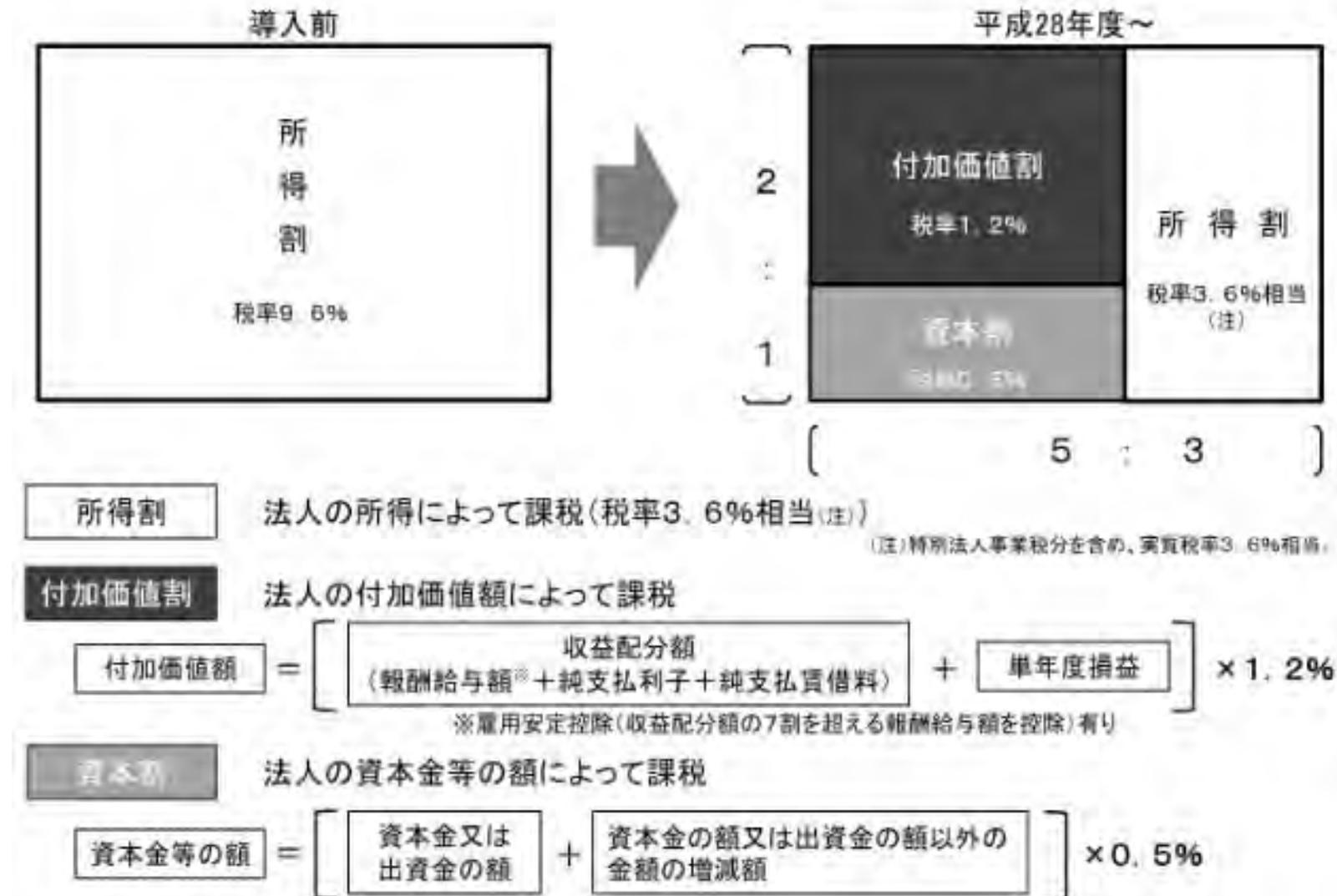
※ 特例を適用しない確定申告書を提出し、申告期限を徒過した後でも、更正の請求等により特例を適用できることとする。（申告期限内であれば訂正申告により適用を受けることが可能。）



## 【外形標準課税等】

## 外形標準課税の概要

付加価値割と資本割からなる外形標準課税は、法人事業税のうち、資本金1億円超の普通法人に対して導入されている(平成16年度)。



(出所:総務省HP掲載資料より作成)

## 外形標準課税の適用対象法人の見直し

### 《 減資への対応 》

○ 資本金1億円超基準を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※ 改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準(資本金1億円超)や《100%子法人等への対応》の基準に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」。

※ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置を講ずる。



(出所:総務省HP掲載資料より作成)

《 100%子法人等への対応 》

○ 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※ 産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画(仮称)に基づくM&Aにより100%子会社となった法人等について、上記にかかわらず、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外とする特例措置を設ける。

※ 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

※ 上記改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置を講ずる。

(親・外形対象法人)  
[資本金＋資本剰余金]  
50億円超

持株比率 100%

(子) 資本金1億円以下、  
[資本金＋資本剰余金]  
2億円超

⇒ 外形対象法人

(出所:総務省HP掲載資料より作成)

## 地方税のその他の改正

### ◎ 賃上げ促進税制

○ 法人税における賃上げへの対応に合わせ、継続雇用者の給与総額の対前年度増加率に係る適用要件等を見直した上で、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値額から控除。(3年間の時限措置)

### ◎ 固定資産税(土地)の負担調整措置等

○ 負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長。

※ 負担水準: 土地の評価額等に対する課税標準額の割合。

### ◎ 不動産取得税の特例税率等

○ 住宅及び土地に係る税率の特例措置(4%→3%)を3年延長。

○ 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置(2分の1)を3年延長。

### ◎ 地方公金に係るeLTAX 経由での納付

○ eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加。

(出所:総務省HP掲載資料より作成)

# プロフィール

松崎 啓介(まつざき けいすけ)

松崎啓介税理士事務所 税理士

昭和59年～平成20年 財務省主税局勤務 税法の企画立案に従事

(平成10年～平成20年 電帳法・通則法規等担当)

その後、大月税務署長、東京国税局 調査部特官・統括官、審理官、企画課長、審理課長、個人課税課長、国税庁監督評価官室長、仙台国税局総務部長、金沢国税局長を経て税理士登録。

主な著書に「コンメンタール国税通則法」(共著:第一法規)、「もっとよくわかる 電子帳簿保存法がこう変わる!」「デジタル化の基盤 電帳法を押さえる」「週刊税務通信(2023.3)速報解説 緩和される電子帳簿等保存制度(優良帳簿、スキャナ保存、電子取引)の概要と電子保存の対応方針」(税務研究会)、「月刊税理2023年3月号特集 令和5年度税制改正の概要と実務ポイント(納税環境整備)」、「月刊税理2023年5月号 電子帳簿等保存制度の要件緩和と実務対応への影響」(ぎょうせい)、「税務弘報2022年10月号」(加算税賦課決定の適正性の判断軸「電子帳簿等保存制度」)(中央経済社)、「中小企業が知っておきたい!電子帳簿保存法 ポイントと対応」「中小企業のための電子取引データ・電子インボイス保存対応術」「税務調査官の視点で確認!電子帳簿等保存制度のチェックポイント」(清文社)、「税と経営(2024.1)新春特別寄稿 国税当局が進める加算税の強化とそのねらい」(税経)等書籍や記事を多数執筆。

このほか、各税理士会やIT関係の各種セミナーにおいて多数講演を行っている。

